

「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続  
（IT化関係）の見直しに関する中間試案」に対して  
寄せられた意見の概要  
（部会資料15で取り上げる各項目についての暫定版）

- この資料では、第12回会議における検討の便宜上、部会資料15で取り上げる各項目について、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」（以下「試案」という。）に対して寄せられている意見を【賛成】【反対】【その他】などの項目に整理し、意見を寄せた団体等の名称を紹介するとともに、理由等が付されているものについてはその関連部分を紹介している。

意見を提出した団体の名称とこの資料中での略称は〔意見提出団体の略称対比表〕のとおりであり、個人については単に「個人」と記載している。意見は、団体（提出順）、個人の順に掲載している。

〔意見提出団体の略称対比表（五十音順）〕

略称	団体名
愛知書	愛知県司法書士会
秋田弁	秋田弁護士会
石川書	石川県司法書士会
全銀協	一般社団法人全国銀行協会
全信金	一般社団法人全国信用金庫協会
経団連	一般社団法人日本経済団体連合会
大阪書	大阪司法書士会
大阪弁	大阪弁護士会
沖縄書	沖縄県司法書士会
沖縄弁	沖縄弁護士会
買取金融対策会議	買い取り金融対策全国会議
熊本書	熊本県司法書士会
熊本青書	熊本県青年司法書士会
法友会	経営法友会

日調連	公益財団法人日本調停協会連合会
NACS	公益社団法人日本消費生活アドバイザー ・コンサルタント・相談員協会
裁判所	裁判所
札幌弁	札幌弁護士会
静岡書	静岡県司法書士会
主婦連	主婦連合会
奨学会議	奨学金問題対策全国会議
全青書	全国青年司法書士協議会
全倒ネット	全国倒産処理弁護士ネットワーク
ヤミ金対策会議	全国ヤミ金融・悪質金融対策会議
全司法	全司法労働組合
一弁	第一東京弁護士会
一弁IT法有志	第一東京弁護士会IT法部会有志
千葉書	千葉司法書士会
東京書	東京司法書士会
東弁倒産法有志	東京弁護士会倒産法部有志
倒産研	倒産手続のIT化研究会
長野書	長野県司法書士会
新潟書	新潟県司法書士会
日書協	日本裁判所書記官協議会
日司連	日本司法書士会連合会
日女協	日本女性法律家協会
日弁連	日本弁護士連合会
連合	日本労働組合総連合会
広島書	広島司法書士会
広島弁	広島弁護士会
福岡書	福岡県司法書士会
福岡弁	福岡県弁護士会
みやぎ青葉の会	宮城県クレジット・サラ金問題を解決する会
ヤミ金対策埼玉弁	ヤミ金融被害対策埼玉弁護団
夜明け	夜明けの会
早稲田大判例研	早稲田大学民事手続判例研究会

(前注) 本試案では、特段の断りがない限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)による改正後の民事訴訟法を指して、「民訴法」の用語を用いている。

## 第1 民事執行

### 4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

#### (3) 売却決定期日及び配当期日

(前注) ここでは、売却決定期日及び配当期日があることを前提としているが、後記5のとおり、売却決定期日及び配当期日を廃止するとの考え方もある。

#### 【甲案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、売却決定期日及び配当期日における手続を行うことができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

#### 【乙案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、売却決定期日及び配当期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。
- ② 甲案②と同じ。

(注) ウェブ会議(又は電話会議)により手続を行うことを決定するに当たり、関係人の意見を聴くことを要件とすべきであるとする考え方がある。

#### (意見の概要)

##### 1 試案の本文に対する意見

【甲案に賛成】札幌弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、熊本書

- ・ 売却決定期日及び配当期日があることを前提とする場合、当事者の利便性の向上の観点からは、電話会議による手続を否定するのは相当ではない。手続の円滑な実施の観点からも、期日の一定期間前の申出を義務づける等すれば、電話会議による手続でも、手続の円滑な実施は可能であると思われる。(札幌弁)
- ・ 売却決定期日及び配当期日について、ウェブ会議や電話会議の方法によって参加できるようにすることは、当事者や関係人の利便性に資すると考える。当事者や関係人の中には、ウェブ会議を利用できない者もいるので、電話会議の選択肢は残しておくべきであり、裁判所の適切な判断のもとで利用の可否を考えることが望ましい。(新潟書、日司連)
- ・ 売却決定期日及び配当期日においては、いずれも意見陳述や異議の申出のほか、一定の証拠

調べも可能であるとされている。しかしながら、これらの期日は非公開で開かれ、証拠調べも審尋と書証の取調べに限定されている。そうすると、民事執行の手続の迅速性の観点からは、むしろウェブ会議のみならず、電話会議を認めることにより、柔軟な手続運営ができることとするのが相当である。なお、売却決定期日及び配当期日については、民事訴訟手続におけるウェブ会議及び電話会議とは異なり、関係者間の面識が希薄であることが多いことから、成りすましによる執行妨害等を防止する必要がある。そのため、売却決定期日及び配当期日においてウェブ会議及び電話会議を実施するに当たっては、事前に適切に本人確認が行われる必要があり、実施要件である「相当と認めるとき」の判断についても留意が必要である。（日弁連）

- ・ 売却決定期日及び配当期日においては、いずれも意見陳述や異議の申出のほか、一定の証拠調べも可能であるとされているが、これら期日は非公開で、証拠調べも審尋と書証の取調べに限定されているから、手続の迅速性の観点からは、ウェブ会議のみならず、電話会議を認めることにより、柔軟な手続運営ができる。（広島弁）
- ・ 民事訴訟手続における口頭弁論の規律は適用されないので、ウェブ会議に限る必要はなく、電話会議による関与を認めることに支障はないと考える。乙案は、電話会議による関与を認めない考え方であるが、公開原則が適用されないこと、民訴法での弁論準備手続との均衡に照らして、電話会議を排除する理由はない。（大阪弁）
- ・ 売却決定期日及び配当期日は、定型的な手続であるので、ウェブ会議はもちろん、電話会議でも十分に対応することができるかと考える。（大阪書）
- ・ 売却決定期日及び配当期日については、手続の迅速性も重要な要素であり、ウェブ会議だけでなく電話会議も有効に利用することが迅速さに資すると考える。（一弁）
- ・ 甲案に賛成する意見が多かった。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）  
回線の不具合等でウェブ会議による期日が利用できない場合に備えて、電話会議も残しておいたほうが良い。

電話会議の方法による場合の本人確認の問題については、裁判所の相当性判断によって柔軟に対応することが可能である。

- ・ 売却決定期日及び配当期日について、ウェブ会議や電話会議の方法によって参加できるようにすることは、当事者や関係人の利便性に資すると考える。当事者や関係人の中には、ウェブ会議を利用できない者もいるので、電話会議の方法は残しておくべきである。（愛知書）
- ・ 売却決定期日及び配当期日について、当事者の表情を確認する必要があるとも思えないため、手続を柔軟に運用していく観点から、あえて電話会議の利用を排除するべきではないと考える。感染症の影響やウェブ会議のシステム障害等も想定されるところ、電話会議の方法も選択肢の一つとすることが相当であるかと考える。（熊本書）

#### 【乙案に賛成】福岡弁、千葉書、東京書、個人2名

- ・ 利便性向上の観点から、ウェブ会議の利用には賛成する。他方で、期日に参加できる関係人

が多数に上ることが想定される中（従前は出頭の負担等から関係人の参加はほとんど無かったが、法改正によりウェブ会議の利用が可能となれば、参加者が増加する可能性がある。）、本人確認の容易さ及び確実さ、他の参加者の有無及び誰が参加しているのか等の確認の必要性、並びに、審尋等の実施も想定され発言や意思表示の確認の容易さ等を考慮すれば、電話会議の利用については反対である。（福岡弁）

- ・ 売却決定期日においては利害関係人が意見を述べることができ、配当期日においては配当表に不服のある債権者及び債務者は異議の申出ができることを考慮すると、両期日について、電話会議の方法を認めることは手続保障の点から難しいものとする。さらに配当期日に債権者及び債務者を審尋することもあり、この審尋は参考人等の審尋にあたることから電話会議は認められないと考えるのが相当である。（千葉書、個人）
- ・ 多数当事者の関与もあり得ることを想定すると、電話会議方式での参加には手続の正確性、確実な訴訟指揮の点で不安が残る。（東京書、個人）

#### 【その他】全司法、日書協

- ・ 訴訟事件以上にウェブ会議等が有効な場合があることから、そうした場合に、ウェブ会議等が活用できるよう、必要な法整備等を行っていただきたい。中間試案では、事件関係者が出頭することなく、ウェブ会議や電話会議の活用をすすめる方向が打ち出されている。検討対象となっている非訟事件では、事件関係者の意見聴取や事実の調査など、訴訟事件以上にウェブ会議等の活用が有効な手続が存在する。こうした手続において積極的にウェブ会議等が活用できるよう、法整備も含めた環境整備が必要である。なお、中間試案が両論併記しているように、手続によってはウェブ会議に限定し、電話会議を含めることが相当でないものも考えられるが、これについては、当該事件の特性を踏まえて規則等で定めを置くのが相当だと考える。

また、各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、執行事件を担当している部署では、債務を履行しない債務者に債権者が詰め寄る等の危害行為を防止するために色々工夫しているが、そういう事件でウェブ会議を活用することによって、危害行為の危険が避けられるケースもあると思われるとの意見があった。（全司法）

- ・ 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見とがあった。（日書協）

（甲案に賛成する意見）

通信障害等でウェブ会議が利用できない場合の代替手段としても電話会議を選択できるようにすべきである。

（乙案に賛成する意見）

売却決定期日や配当期日には多数の関係者がいるところ、電話会議では対応が技術的に困難である。また、売却決定期日では意見陳述をする者を事前に特定できないため、参加者を事前登録するウェブ会議と異なり、電話会議での出席を認めることは困難である。一方、配当期日では事前に配当表案を送付する手続は裁判所に負担が重い。

なお、売却決定期日については、期日出頭要件の緩和としてではなく、利害関係人が意見を陳述することができる規定（民事執行法70条）につきウェブ会議システムによる意見陳述を可能とする旨の規定を追加するのが相当である。また、配当期日についても、ウェブ会議システムによる配当異議の申出を可能とする旨の規定とされたい。

## 2 試案の（注）に対する意見

### 【賛成】日弁連、広島弁、個人1名

- ウェブ会議、電話会議のいずれの方法によって手続を行うかの決定に際しては、申立人の意見を聴くことを要件とすべきである。なお、配当期日を電話会議によって行う場合には、配当表を債権者に示す方法などを検討する必要がある。（広島弁）

### 【反対】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、熊本書、日書協、個人1名

- 全ての期日について意見聴取を義務づけるのは煩瑣であると思われる。（札幌弁）
- 期日に参加する関係人が多数に上る可能性があり、全ての関係人の意見を聴取するのは現実的に困難なことがあり得る一方、聴取対象を一定の範囲に留めるとしても、その範囲を明確に区分することも困難である。また、関係人間において意見が割れた場合には、裁判所の裁量で決定することになると思われるが、そうであれば、意見聴取も当初から必要に応じて裁判所の裁量で行えば足り、あえて法定する必要はないものとする。（福岡弁）
- ウェブ会議や電話会議により手続を行うか否かを決定する際に、関係人の意見を聴くことを要件化することについては、関係人の範囲が不明確であるので反対する。（新潟書、日司連）
- ウェブ会議を行うにあたり関係人の意見を聴くことを要件とすることは手続が過度に重くなるだけで必要性が感じられず、改正民訴法が参考人等の審尋を行うにあたり当事者の意見を聴くことを要件としていないことも含めて考えると、裁判所の相当性の判断に委ねることが足りるものと思われる。（千葉書、個人）
- 関係人の意向聴取については、補足説明で紹介されている、裁判所の相当性判断中で適宜考慮すればよく、独立の要件とする必要はないとの意見に賛成である。（大阪弁）
- 裁判官が適切に判断すれば、関係人の意見聴取の必要もないと思われる。（大阪書）
- 当該手続は、民事訴訟とは異なりすでに判決の出ている事案であり、職権で調査する事項も多いため手続の方法選択について当事者の意見を聞くことは必須ではないと考える。（一弁）
- 執行手続では、関係者が多数の場合が多く、意見聴取を必須の要件とすると、手続の迅速性が損なわれるおそれがあり、関係人の意見については、裁判所の相当性判断において考慮すれば足りるなどとして、反対する意見がほとんどであった。（裁判所）
- 関係人の意見を聴くことを要件化することについては、関係者の範囲が不明確であることや、手続の遅延となる可能性があることなどから、不要と考える。（愛知書）

- ・ 期日がウェブ会議又は電話会議で行われるからといって、関係人が出頭することが否定されるわけでもないため、関係人の意見を聴く必要はなく、手続が煩雑となるだけと考える。（熊本書）
- ・ 売却決定期日及び配当期日に関係人が出頭することがほとんどないという実情や、執行裁判所が主宰するこれらの期日に関し、関係人の意思を尊重する必要性に乏しいこと、意見聴取する関係人（申立債権者、配当要求債権者、公租公課庁、債務者、所有者等）が多数に上ることなどを踏まえると、関係人の意見聴取を要件とすることは相当でない。また、配当留保供託となる所在不明の仮差押債権者や仮登記権者も散見されるが、これらの者から意見聴取をすることは不可能である。（日書協）

#### (4) 財産開示期日

##### ア 申立人のウェブ会議・電話会議による参加

###### 【甲案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、財産開示期日においては、ウェブ会議及び電話会議によって、申立人を財産開示期日の手続に関与させることができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した申立人は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

###### 【乙案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、財産開示期日においては、ウェブ会議によって、申立人を財産開示期日の手続に関与させることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。
- ② 甲案②と同じ。

(注) 申立人のウェブ会議（又は電話会議）による手続参加を認めるに当たり、関係人（申立人及び債務者（開示義務者）の双方又は申立人のみ）の意見を聴くことを要件とすべきであるとする考え方がある。

##### イ 債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述

財産開示期日においては、ウェブ会議を利用して、債務者（開示義務者）が財産について陳述をすることができるものとするとし、その具体的な規律の内容を以下のとおりとする。

- ① 裁判所は、財産開示期日において、次に掲げる場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、債務者から陳述を聴取することができる。

- a 債務者の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、債務者が執行裁判所に出頭することが困難であると認める場合
- b 事案の性質、債務者の年齢又は心身の状態、債務者と申立人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、債務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合
- c 申立人に異議がない場合

② ①の規律により債務者が陳述をした場合には、財産開示期日に出頭し、当該期日において陳述をしたものとみなす。

(注) 本文とは別に、本文イ①bの事由がある場合に、ウェブ会議の利用を認めることを否定する考え方がある。

#### (意見の概要)

##### 1 試案のアの本文に対する意見

【甲案に賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ 申立人の期日への参加の機会を確保するという観点からすれば、ウェブ会議に限らず、電話会議によっても参加可能にしておくことが望ましい。また、インターネット回線の不良や通信障害等によりウェブ会議の利用が困難な場合も想定されることから、代替手段としての電話会議も利用可能としておくべきである。(福岡弁)
- ・ 財産開示期日についても、ウェブ会議や電話会議の方法によって参加できるようにすることは、当事者や関係人の利便性に資すると考える。当事者や関係人の中には、ウェブ会議を利用できない者もいるので、電話会議の選択肢は残しておくべきであり、裁判所の適切な判断のもとで利用の可否を考えることが望ましい。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 財産開示期日につき、申立人は、審尋の期日における当事者と同様の立場に立つものと思われるからウェブ会議及び電話会議の方法によって期日の手続に関与させることができるものとするのが相当である。(千葉書、個人)
- ・ 申立人の利便性を向上させて質問権の保障を充実させる観点からは、申立人に対し、ウェブ会議及び電話会議による出頭の機会を認めるのが相当である。また、そもそも財産開示手続は、債務名義を有する申立人のための手続であることから、どのような媒体(ウェブ又は電話)を通じて自らの質問権を行使するかについては、質問権を有する申立人の責任において判断させるのが相当であることから、申立人が希望する場合には、ウェブ会議のみならず電話会議を通じて手続に関与することができるとするのが相当である。(日弁連)
- ・ 財産開示期日における申立人の質問権の保障の観点から、申立人にウェブ会議による期日出頭の機会を認めるべきである。申立人が電話会議による期日出頭の方法を希望する場合には、

これを認めるべきである。(広島弁)

- 財産開示期日は非公開手続であり、申立人は立会権が認められるが、申立人の立会いがなければ財産開示期日を実施できないわけではない。したがって、申立人の立会権は、民訴法第187条第2項の当事者の立会権と同趣旨であり、改正民訴法第187条第3項に準じ、ウェブ会議に限らず、電話会議による出頭の機会を認めるべきである。乙案は、関与の方法をウェブ会議に限定するものであるが、立会いは義務ではないから、申立人の関与の方法を限定する理由はない。甲案・乙案いずれも最高裁規則で定めることを提案するが、財産開示期日(民訴法第199条)も法律事項であるから、その改正事項として定めれば足り、最高裁判所規則事項とする理由はない。(大阪弁)
- 財産開示期日は、本来書面での手続も可能であると思われるので、ウェブ会議や電話会議の方法によって参加できるようにすることは何ら問題ないものとする。(大阪書)
- 甲案に賛成する意見が非常に多かった。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)  
ウェブ会議に参加できない者もいることやシステム障害が生じた場合を考慮し、電話会議も併存させておいた方がよいと考える。  
財産開示期日において、申立人の出頭義務はなく、期日実施の要件でもない以上、債務者の参加方法とは別異に考えるべきである。
- 財産開示期日についても、ウェブ会議や電話会議の方法によって参加できるようにすることは、当事者や関係人の利便性に資すると考える。当事者や関係人の中には、ウェブ会議を利用できない者もいるので、電話会議の方法は残しておくべきである。(愛知書)
- 財産開示期日について、申立人の表情を確認する必要があるとも思えないため、手続を柔軟に運用していく観点から、あえて電話会議の利用を排除するべきではないと考える。感染症の影響やウェブ会議のシステム障害等も想定されるところ、電話会議の方法も選択肢の一つとすることが相当であるとする。(熊本書)
- 申立人の関与については、社会的な手続の正確性や公平性への担保の要請は、売却決定期日及び配当期日の場合ほどには大きくないと考えられる。(東京書、個人)
- 申立人の利便性から、ウェブ会議・電話会議による参加を認めるべきである。実務上、申立人と債務者(開示義務者)の間に、被害者と加害者といった関係にあるケースも多く、期日に出頭することによるトラブルや危害を防止する観点から、申立人が前記の方法で参加できることにはメリットがある。一方、電話会議の場合には、どのように本人確認を行うかが問題となり得る。(日書協)

#### 【その他】静岡書

- 乙案をベースとし、乙案の「相当と認めるときは」の要件を削除すべきである。債務名義を有すること、債務者が任意に履行しないこと、判決等によって認容された請求権の実現を容易にすべきであることを考慮し、財産開示期日について、申立人の出頭にかかるコストは軽減す

べきである。また、債務者（開示義務者）には、財産開示手続の申立権限を有しない者に対して開示する義務がないことを考慮し、電話会議の利用は避けるべきである。（静岡書）

## 2 試案のアの（注）に対する意見

### 【申立人の意見聴取を要件とすることに賛成、債務者の意見聴取を要件とすることに反対】札幌弁、福岡弁、千葉書、日弁連、大阪弁、一弁、日書協、個人2名

- ・ 申立人のみの意見を聴くことを要件とすべきであり、債務者（開示義務者）の意見を聴くことを要件とすべきではない。債務者には、申立人がウェブ会議や電話会議により出席することについて意見を述べる法律上の利益があるとはいえない。（札幌弁）
- ・ 申立人のウェブ会議（又は電話会議）の利用については、申立人の意向は必ず聴取すべきものとするが、出頭が基本（民事執行法第199条第1項）となる債務者（開示義務者）の意見を特に聴く必要性はないものとする。（福岡弁）
- ・ ウェブ会議及び電話会議を行うにあたり関係人の意見を聴くことを要件とすることについては、申立人のみの意見を聴くことを要件とすれば手続が重くなることもなく、また改正民法が当事者の審尋を行うにあたり当事者の意見を聴くことを要件としていることも含めて考えれば賛成したい。（千葉書、個人）
- ・ 申立人のウェブ会議又は電話会議による手続参加に関し、申立人の意見を聴く必要はあるが、債務者（開示義務者）の意見を聴く必要はない。なぜなら、申立人のウェブ会議又は電話会議による手続参加については、質問権を有する申立人の利便性の観点から判断されるべきものであり、債務者（開示義務者）の利益保護については、債務者（開示義務者）のウェブ会議における陳述において考慮すれば足りるからである。（日弁連）
- ・ 申立人の意見を聴く必要はあるが、債務者（開示義務者）の意見を聴く必要はない。申立人の立会いの要否の判断自体が申立人に委ねられているのであるから、関与の方法を含め開示義務者は意見を聴く対象ではない。（大阪弁）
- ・ 申立人の意見のみを聴くことを要件とする案に賛成する。（一弁）
- ・ 口頭弁論期日にウェブ会議を利用する場合には当事者の意見を聴くこととされている（民事訴訟法87条の2第1項）ことから、関係人の意見聴取を要件とすること自体には賛成する。ただし、債務者は裁判官の面前で開示義務を負わせることに意味があるため、債務者のウェブ会議による参加の是非につき申立人から意見聴取をすることには意味があるが、申立人の参加方式につき債務者が意見を述べる法律上の利益はないことから、債務者から意見聴取をする必要はない（申立人からの意見聴取を要件とすれば足りる。）と考える。（日書協）

### 【債務者の意見聴取を要件とすることに反対】広島弁

- ・ 申立人のウェブ会議又は電話会議による手続参加を認めるに当たり、裁判所において財産開示期日に参加する債務者の意見を聴く必要はない。これらの方法の選択は申立人の希望に基

づいて、裁判所がその可否を判断すべきである。（広島弁）

**【意見聴取を要件とすることに反対】新潟書、静岡書、日司連、大阪書、裁判所、愛知書、熊本書、東京書**

- ・ 関係人（とりわけ開示義務者である債務者）の意見を聴くことを要件化することになると、迅速性が損なわれるだけでなく、その者の意図のもとに手続が混乱するおそれがある。期日への参加方法は手続の本質部分ではないので、関係人の意見を聴くことを要件化することに反対する。（新潟書、日司連、東京書）
- ・ 裁判所に現実に出頭するか、ウェブ会議により手続参加するかは、申立人の自由な選択にゆだねられるべきである。（静岡書）
- ・ 反対する意見が非常に多かった。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）  
申立人が期日に出頭するかどうかは申立人の自由であり（民事執行法199条4項）、債務者（開示義務者）が意見を述べる機会は設けられていないところ、申立人がウェブ会議や電話会議により参加を希望する場合においても同様に、債務者（開示義務者）の意見を聞く必要があるとは考え難い。  
申立人は、ウェブ会議による参加を希望しないのであれば出頭すればよく、申立人のウェブ会議による手続参加につき申立人の意見を聞く必要はない。申立人の意見については裁判所の相当性判断の中で考慮されれば足りる。
- ・ 関係人の意見を聴くことを要件化することについては、迅速性が損なわれること、手続が混乱し遅延を招く可能性があるため不要と考える。（愛知書）
- ・ 申立人のウェブ会議又は電話会議による手続参加について、関係人の意見を聴く理由が考えられない。（熊本書）

**【その他】早稲田大判例研、全司法**

- ・ 電話会議については、「申立人及び開示義務者の意見を聴き」相当と認めるときは可能、とすべきではないか。（早稲田大判例研）
- ・ (3)に対する意見と同じ。（全司法）

**3 試案のイに対する意見**

**【本文に賛成】新潟書、沖縄弁、日弁連、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、日書協**

- ・ 財産開示期日において、陳述する意思はあるが、裁判所に出頭することまではしたくないという債務者も一定数存在すると思われる。そのような債務者に対して、ウェブ会議を利用して、陳述を聴取できるのであれば、債権者にとっても利益になると考える。（新潟書、日司連）
- ・ 本文に賛成し、(注)に反対する。ただし、債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述

はあくまで例外的に認められるべきものであることから、その要件となる「相当と認めるとき」の判断や本文イ①a及びbの各要件の該当性については、慎重に判断されるべきである。また、本文イ①a及びbの要件については、裁判所が判断する前には、債務者（開示義務者）のみならず、申立人の意見を聴くべきである（なお、改正前の民訴法第204条に対応する民事訴訟規則第123条第1項では、テレビ会議による証人尋問の実施に関し、当事者の意見を聴くものとされている。）。なぜなら、債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述はあくまで例外的に認められるべきものであることに加え、債務者（開示義務者）と対立構造にある申立人に反論の機会を与えることなく裁判所が判断することは、手続保障の観点からしても、均衡を欠くためである。なお、本文イ①bの事由がある場合にウェブ会議の利用を否定する考え方があり。しかしながら、そもそも民訴法第204条第2号においては、犯罪被害者等がその典型であるとされているところ、財産開示手続においても、同様の地位にある者が債務者（開示義務者）として手続に関与することはあり得ることから、かかる事由がある場合についてウェブ会議の対象から除外するのは相当ではない。（日弁連）

- 財産開示手続における開示義務者は、申立人と対立構造にある相手方であり、民事訴訟手続における当事者と同様の地位にある。したがって、財産開示期日における陳述は当事者本人の尋問（民訴法第207条）と同じであり、民訴法第210条が証人尋問に関する改正民訴法第204条を準用しているのであるから、相手方への質問・相手方の陳述も改正民訴法第204条と同様の規律を設ければ足りるというべきである。なお、民訴法は法文ではなく、民訴規則第123条において、裁判所は当事者の意見を聴取すべきことを定めているが、民執行法では、法律事項として規定し、執行裁判所は、開示義務者のウェブ会議による参加を認めるに際し、申立人の意見を聴くべきである。（注）では、本文イ①bの事由がある場合にウェブ会議の利用を否定する考え方を提案している。しかし、民訴法第204条第2号は「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第95号）で追加されたもので、財産開示手続における開示義務者においても、犯罪被害者等と同様の立場にある者は想定しうるから、あえて除外する理由はない。（大阪弁）
- 本文に賛成する。民事訴訟法と同じ考え方で異論ない。（注）に反対する。債務者に財産を開示させることが肝要であり、開示しやすい環境をある程度保証すべきである。（静岡書）
- 財産開示期日は、民事訴訟における証人尋問と平行に考えることができるので、ウェブ会議の利用を認めるべきである。（大阪書）
- 賛成する意見が全てであった。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）

証人尋問についても一定の要件を満たした場合にはウェブ会議の方法によることが認められているのだから、財産開示手続においてもウェブ会議の方法を認めることについては合理性がある。

DV事案のように感情的対立が激しいケースでは、安全確保を図る必要性が高いことから、オプションとしてウェブ会議を利用することができるということが望ましい。

- ・ 債務者の事情や利便性にも目を向けることで、債権者にとっても利益になると思われる。(愛知書)
- ・ 本文記載の規律に賛成し、注の考え方には反対。家事関係債務や人身傷害関係の債務の場合では必要性があると考えられる。これに対しては、注の考え方にも理由があるのではないかという意見もあった。なお、正当な理由による不出頭(213条1項5号)及び正当理由による不陳述(同項6号)の中に通信障害等の事由が含まれることに問題はないと思われるが、明文化が難しい場合と考えられるので、部会審議の過程でこの点を明らかにしておくべきとの意見もあった。(早稲田大判例研)
- ・ 財産開示期日において、必ずしも債務者に現実に出頭させる必要性があるわけではないため、本文の要件を満たす場合であればウェブ会議を利用して、陳述を聴取できるのであれば、債権者にとっても利益になると考える。(熊本書)

#### 【(注)に賛成】広島弁

- ・ 本文に反対し、(注)に賛成する。なお、イ①a及びbの判断にあたっては、債務者及び申立人の意見を聴くべきである。本文イ①bの事由がある場合は、ウェブ会議の利用を認めることを否定すべきである。同様の規律である民訴法204条2号においては、本文イ①bの事由がある場合として、「犯罪被害者等」がその典型であるされているが、証人尋問における犯罪被害者と財産開示手続における債務者とは、全く異なる(後者は弁済義務を履行しない違法的な地位にある)のであって、同列には論じられない。財産開示期日の実効性を確保するためには、債務者によるウェブ会議の利用はなるべく避けたい方がよいと考える。また、ウェブ会議や電話会議では、債務者の周囲に第三者がいても事実上分からない。財産開示期日においては、それら第三者の存在によって、債務者が開示すべき義務を不当に果たさない弊害が懸念される。そのような第三者の関与を排除するうえでも、ウェブ会議等の利用を否定するのが相当である。(広島弁)

#### 【その他】札幌弁、福岡弁、千葉書、一弁、全信協、全司法、東京書、個人2名

- ・ 本文は、財産開示手続は、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が専属管轄を有する手続であり(民執法196条)、開示義務者の出頭の負担を考慮すべき程度が民事訴訟手続に比べて低い一方、適切に財産の開示が行なわれるようにする必要があることには変わりがないことを踏まえると、財産開示手続では、民事訴訟手続における証人尋問(民訴法204条)以上に、債務者が現実に出頭し、裁判官の面前で陳述することを基本とする制度とすることが望ましいといえる。もっとも、ここから先は、考え方が分かれる。

第1に、債務者の陳述の信用性を吟味するニーズが最も高いのが申立人であることを重視すると、申立人がウェブ会議等であっても債務者の陳述を得やすくすることを優先する意向を有している場合には、ウェブ会議によって債務者から陳述を聴取することができるとして

も問題がないといえる。以上の理由から、A案（①につき、「c 申立人に異議がない場合」という要件に限るべきであり、a 及びbに掲げる事由及び「相当と認めるとき」という要件を削除すべきであるとする考え方）が考えられる。

第2に、財産開示手続がDV加害者等（申立人）がDV被害者等（債務者）に現実の出頭（申立人との対面）を強制させる手段となつてはならないとの観点を重視すると、申立人が異議を述べて、現実の出頭を強制される事態が生じるのは妥当ではないといえることから、B案（①につき、債務者にa又はbの事由を疎明させて、かつ、申立人の意見も聴いて、裁判所が相当と認めるときに限って、ウェブ会議を認める余地を残すべきであるという考え方。本文の案とは、a及びbの事由の該当性が問題となる場合に（cの事由がある場合には、申立人に異議がないのであるから、申立人からの意見聴取は問題とならない。）、申立人からの意見聴取を要件とする点で異なる。）が考えられる。ただし、この場合であっても、bの事由については、例えば、申立人本人又はその法定代理人が行った犯罪により被害を被ったものである場合等が想定され、単に精神的緊張を伴うことのみで充足されるものではないことが前提となる。

（札幌弁）

- ・ 意見としては両論があるため、以下において両論を併記する。

（中間試案の本文①②に反対し、（注）に賛成する意見）

財産開示手続は、開示義務者に対し、現実に裁判所等の面前で陳述を求めることに意義がある制度であり、民事執行法第213条第1項第5号においても、「正当な理由」がある場合に限って不出頭時の刑事罰が科されないことになっている。このような法の趣旨に鑑みれば、その他の場合に出頭義務を緩和すべき積極的理由に乏しい。また、財産開示期日における宣誓後の正当な理由を欠く供述拒否や虚偽供述にも刑事罰が設けられているところ（民事執行法第213条第1項第6号）、ウェブ会議等での出頭を認めた場合、その抑止力としての効果に疑問が生じることになる。

（申立人の意見を聴くことを要件として、中間試案の本文①a及びcのみ賛成し、本文②及び（注）に賛成する意見）

民事訴訟法においてウェブ会議による証人尋問が認められ（民事訴訟法第204条）、また、民事執行法においてもウェブ会議による参考人等の審尋を認める方向性である以上、これらと平仄を併せる必要があるため、ウェブ会議の利用を一切認めないとするのは相当ではない。ただし、財産開示手続は、債務者（開示義務者）に対し、現実に裁判所等の面前で陳述を求めることに意義があり、また、既に債務名義が取得された上での執行手続である以上、債務者（開示義務者）は一定程度手続負担を受忍すべき立場にあると言え、一般的な義務（民事訴訟法第190条）を負うに過ぎない証人等の場合と同列に扱う必要はなく、犯罪被害者等への配慮に関しても同様であると考え（なお、本文イ①aには「心身の状態」も入っており、本文イ①bを別途設定する必要はない。）。いずれにしても、財産開示手続の趣旨・目的に鑑みれば、債務者（開示義務者）のウェブ会議を認める際の要件はあくまでも限定的に解すべきであ

り、基本的には、本文イ①cの申立人に異議のない場合のみ許されるものとするべきである。また、民事執行法第213条第1項第5号では「正当な理由」がある場合に限り不出頭時の刑事罰が科されないことになっているが、本文イ①aの場合は、この「正当な理由」に該当するものと考えられることから、申立人において、債務者（開示義務者）が不出頭となるくらいであれば、ウェブ会議であっても出頭させる方が良いと考える場合もあり得ると思われるため、申立人の意見を聴くことを要件として、これを認めるべきである。（福岡弁）

- ・ 裁判所が相当と認めるときは、申立人の意見を聴いて、債務者がウェブ会議を利用して陳述することができるものとする旨の規定とすべきである。証人尋問が裁判官の面前で行われることを要求するのは、証人尋問が裁判官の心証形成に重要な役割を果たすからであり、これをウェブ会議で行う場合の要件が改正民訴法で絞り込まれているところである。一方、財産開示期日における債務者の陳述については、心証を形成するような手続ではなく、債務者が事前に財産目録を提出することを考えれば、証人尋問のウェブ会議と同様の開催要件を設定する必然性はないものと思われる。（千葉書、個人）
- ・ 財産開示手続の財産開示期日は、原則的に一度の開催で、かつ代理人による出頭も認められない手続であり、債務者自身の裁判所への出頭が強く求められている手続である。このような財産開示期日の性質を考慮すれば、債権者に異議がない場合（c）、及び債務者の住所、年齢等の事情（a）以外には債務者はウェブ会議の方法によっては出頭できないと考えるべきである。なお、（4）イ①には賛成をするとの意見もあった。（一弁）
- ・ 債務者の陳述方法について柔軟な方法を認めることで手続の迅速化を図ることに賛同するが、債務者（開示義務者）が財産開示期日により出頭しやすい環境をつくるために、ウェブ会議のみならず、電話会議による陳述もできるようにすることが考えられるのではないか。（全信協）
- ・ （3）に対する意見と同じ。（全司法）
- ・ 財産開示期日における債務者の陳述は、当該手続において、特に債権者にとっては重要度の高い期日であるため、手続の利便性に傾き過ぎると、本来、手続に期待されていた効果が薄弱になる可能性がある。（東京書）
- ・ 財産開示期日における債務者の陳述は、当該手続において、特に債権者にとっては肝となる可能性の高い期日であるため、手続の利便性に傾き過ぎると、本来、手続に期待されていた効果が薄弱になる可能性があるため、本提案を採用するとした場合には、慎重な運用を期待したい。（個人）

（後注） 入札期日や開札期日、競り売り期日といった民執規則上の期日についても、ウェブ会議や電話会議による手続を認めるとの考え方があ

## （意見の概要）

**【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、全司法、日書協、長野書、個人1名**

- ・ 入札期日や改札期日、競り売り期日等の期日についてもウェブ会議や電話会議によることができれば、利用者の利便性が向上するので、積極的に検討するべきである。（新潟書、千葉書、日司連、愛知書、熊本書、個人）
- ・ 入札期日や開札期日等の民執規則上の期日については、売却決定期日及び配当期日と同じく、民事執行の迅速性の観点から、ウェブ会議及び電話会議を認めることにより、柔軟な手続運営ができることとするのが相当である。（日弁連）
- ・ （後注）には迅速性の観点から賛成するが、具体的に入札、競り売りをどのように実施するかを考えると、期日入札は難しいと思われる。（広島弁）
- ・ 民執規則は、入札しようとする者は入札期日に本人又は代理人の出頭が義務づけられているが、より高額な売却を実現するためには入札参加の機会を増やし多数の入札者による売却を実施することが有用である。競り売りについても、民間ではネットオークションも行われており、その可能性を否定する必要はない。ただし、ウェブ会議や電話会議の導入は、成りすましや大量入札等の執行妨害のリスクを伴う可能性があるから、それらリスク除去も併せて検討する必要がある。（大阪弁）
- ・ 当事者の利便性の向上につながる等として賛成する意見が非常に多かった。（裁判所）
- ・ 賛成。もっとも、ウェブ会議の方法による場合は、通常の期日の方式も併用できる形式（ハイブリッド形式）にすべきではないかと考える。加えて、この機会に、（実務上全く利用されていない）期日入札方式及び競り売り方式の廃止も検討すべきではないかとの意見もあった（これ自体は規則事項ではあるが、執行法64条が絡んでくるので、存廃については部会での議論が必要と考える）。（早稲田大判例研）
- ・ (3)に対する意見と同じ。また、各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、開札はウェブ会議の方が利用者にとって利用しやすく、ウィズコロナの面からも適しており、次順位買受申出については、入札時にその意思を確認できるような書式にすればよいと思うとの意見があった。（全司法）
- ・ 賛成（あるいはウェブ会議に限定して賛成）する。ただし、どのように本人確認を行うかが問題となる。また、開札期日では、再入札や特別売却の実施、次順位買受申出の申出方法や申出適格者の判断を伴うが、ウェブ会議を利用する場合に、これらについての的確な判断ができるかも問題となり得ると考えられる。なお、動産の競り売りでは、売却代金と引換えに動産を引き取らなければならないほか、買受人の買受判断に対する自己責任貫徹のため、競り売り前に見分をしてもらう必要があるなど、対面での実施がふさわしい場合もあるため、対面での期日を廃止することは相当ではない。（日書協）

**【反対】個人1名**

- ・ 次回の制度見直しの機会が良い。(個人)

### 【その他】裁判所

- ・ ウェブ会議や電話会議による手続を認めることについて、以下のような指摘があった。(裁判所)

動産の競り売りでは売却代金と引換えに動産を引き取らなければならないなどとされており、期日に予定される行為との関係において、個別に具体的な検討が必要である。

執行官が行う動産等の売却は、裁判所外の保管場所(執行場所や債権者が用意した倉庫等)で行うことが多く、ウェブ会議等に適さない場合が多いと思われる。

次順位買受申出の方法や、その本人確認の方法をどのようにするのかなど、検討すべき問題がある。

## 第2 民事保全

### 4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

#### (3) 仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日

##### 【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、債務者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、民保法第23条第4項所定の仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

##### 【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

#### (意見の概要)

##### 【甲案に賛成】新潟書、静岡書、日司連、愛知書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 仮の地位を定める仮処分は、暫定的な法律状態を形成する手続であって、債務者に極めて大きな影響を与える一方、その申立て内容が債務者に知られたとしても目的を達成し得なくなるおそれは少ないことから、債務者の意見を聴く機会を保障するために現行法の規律になったとされる。IT化による改正は、現行の規定の水準を維持することのできる範囲とするのが妥当である。このことから、電話会議は専ら音声によるやりとりに限られることから、制度趣旨を踏まえ、意見のとおりとすべきである。(新潟書、日司連)
- ・ (2)に対する意見(審尋は、当事者の一方に限って行うこともできるし、双方について行うこともできると解する。また、双方について行う場合、各別に行うこともできるし、同時に行うこ

ともできると解する。ところで、民事保全の手續において、保全命令の前に当事者双方を同時に審尋するのであれば、それはほぼ口頭弁論と変わらないのであるから、出頭またはウェブ会議の利用を認めればよく、電話会議の利用は認める必要はないと解する。)と同旨。(静岡書)

- ・ 利用者の利便性の向上と迅速な手續に資する一方で、債務者の意見を聴く機会を保障することもできると考える。IT化による改正は、現行の規定の水準を維持することのできる範囲とするのが妥当である。電話会議は専ら音声によるやり取りに限られることから、制度趣旨を踏まえ、認めないことは妥当と考える。(愛知書)
- ・ 仮の地位を定める仮処分申立事件においては、申立人(債権者)と債務者の利害が精神的にも鋭く対立しているケースも、それなりに想定されるところである。そうするとウェブ会議の利用にも躊躇が生じる場面も予想されるので、電話会議方式による参加では、法廷の秩序維持にも困難が生じるおそれがあるので、提案の範囲にとどめるべきではないかと考える。(東京書、個人)
- ・ 当事者に与える影響が大きいことから、音声のみのやりとりとなる電話会議について認めないとするには妥当性がある。(長野書)

**【乙案に賛成】札幌弁、福岡弁、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪書、裁判所、早稲田大判例研、熊本書、日書協**

- ・ 民事保全の手續の迅速性の観点から、制度上は、電話会議も利用できることとした上で、主張整理を行うときは電話会議でも審尋期日を実施することとしつつ、証人調べとしての性質を有するケースでは、原則ウェブ会議とし、当事者双方の異議がないときのみ電話会議を利用するという運用ができるようにすれば足りる。(札幌弁)
- ・ 民事保全法第23条第4項は、債務者に対して期日に立ち会うことのできる機会を与えることをその趣旨としており、審尋の期日を対面で実施することまでをも保障するものではない。同項が口頭弁論期日ではなく、審尋の期日を経ることで足りるとした以上、法律上、電話会議の利用を一律に否定する理由はないと考える。仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日について、電話会議ではなく、ウェブ会議で実施するかどうかは、当該期日ごとに裁判所における運用の工夫に委ねられる事項であると考えられる。(福岡弁)
- ・ 仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことのできる審尋の期日については、取調べ対象者の状態を映像と音声によって認識する必要のある証拠調べが常に行われるわけではなく、民事訴訟手續における争点整理と同様の期日であることも多い。そのため、電話会議の利用を一律に否定する必要はない。また、ウェブ会議については、民間のシステムを利用することが見込まれるところ、ウェブ会議システムについては、システム障害が発生する可能性が否定できない(現に利用されているマイクロソフト Teams についても、既に複数回の障害によりウェブ会議ができない事態が発生している。)。このようなシステム障害が発生し

た場合、審尋期日の参加方法をウェブ会議のみに限定し、電話会議へと切り替える選択肢がないこととすると、民事保全の手続が遅延するおそれがある。また、民訴法においては、電話会議の実施に関し、審尋期日については、相当と認めるときに、当事者の意見を聴いた上で判断されるものとされ（同法第87条の2第2項）、参考人等の審尋については、当事者双方に異議がないことが要件とされており（同法第187条第3項）、当事者に対し手続保障が図られている。そうすると、むしろ選択的に電話会議の利用を認めることによって、民事保全の手続の迅速化に資することが考えられることから、当該審尋期日についても、ウェブ会議と電話会議の双方を認める乙案が相当である。（日弁連）

- ・ 「(2)審尋の期日②」のように、当事者双方に異議がないときに電話会議を実施するものとするれば、当事者の手続保障に欠けるところはない。むしろ選択的に電話会議の利用を認めることによって、民事保全手続の迅速化に資することが考えられる。（広島弁）
- ・ 債務者が取えて電話会議の利用を求めるのであれば、これを認めない理由はない。逆に、当事者が納得していないにもかかわらず電話会議を利用することは認めるべきではない。また、ウェブ会議を利用した審尋の途中で音声トラブルが生じた場合に、電話会議を利用できるようにしておくことは必要であると考え。（大阪書）
- ・ 乙案に賛成する意見がほとんどであった。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）

保全事件の手続では、迅速性が求められるという特質があることから、柔軟に対応する必要が高く、電話会議の利用を認めるべきである。

要審事件には極めて緊急性の高い類型の事件（例えば、出版禁止、新株発行差止等）があり、極めて限られた日時の中でも債務者に審尋への関与の機会を少しでも確保するために、電話会議による参加も認めるべきである。

実務では、当日予定していたウェブ会議が通信障害等によって実施できなくなった場合、急きょ電話会議に切り替える余地を残すといった現実的な必要性もある。

電話会議に適さない事案については、裁判所の相当性判断によって電話会議の方法では実施されないこととなるから、それ以上に規律を設ける必要はない。

- ・ 手続を柔軟に運用していく観点から、あえて電話会議の利用を排除するべきではないと考える。感染症の影響やウェブ会議のシステム障害等も想定される場所、電話会議の方法も選択肢の一つとすることが相当であると考え。（熊本書）

#### 【その他】大阪弁、一弁、全司法、個人1名

- ・ 基本的に甲案に賛成するが、その規律としては、ウェブ会議による方法を原則としたうえで、当事者双方に異議がなければ、電話会議による方法によることができるものとするべきである。なお、ウェブ会議の方法により審尋の期日を行うにあたっての手続保障としては、「相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて」（改正民訴法第87条の2第2項参照）とするべきであ

る。仮の地位を定める仮処分命令には、様々な内容があるが、仮処分命令が発令されると、債権者は本案を経なくとも目的を達成し、債務者に極めて大きな影響を与えることが多い。そして、審尋の期日については、民事訴訟手続における争点整理と同様の期日であることが多いとは必ずしもいえず、疎明資料とともに、債務者審尋によって仮処分命令発令の要件を満たすか否が検討されるのであるから、証拠調べとしての性質を少なからず有する場合も多い。したがって、証人尋問等について電話会議による尋問を認めない改正民事訴訟法（第204条）と同様に、基本的には電話会議の利用を認めるべきではない。なお、保全手続であること、民事訴訟手続における証人尋問とは異なることから、ウェブ会議による方法により審尋の期日を行うにあたっての手続保障として、民事訴訟手続においてウェブ会議等の方法による尋問を実施するための要件までは不要である。しかしながら、仮の地位を定める仮処分命令における債務者審尋は、債務者のみならず、保全要件を疎明する債権者の利害にもかかわることから、債務者の意見のみを聴くのでは不十分であり、改正民訴法第87条の2第2項と同様に、「当事者の意見を聴いて」とするべきである。また、保全手続であること、民事訴訟手続における証人尋問とは異なること、証拠調べの性質を有する審尋のみならず、実際には争点整理と同様の期日もあることから、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも許容すべきである。（大阪弁）

- 債務者審尋は、証拠調べの一種としての性格も有しているものと思われることから、民訴法における当事者尋問に係る規定（民訴法第204条、第210条）を参照して、ウェブ会議の方法のみを認めるべきで、仮に、民事保全手続の迅速化の観点から、電話会議の方法を一律に否定することが適当でないと考える場合であっても、債務者の手続保障の観点から、民訴法における当事者の審尋に係る規定（同法第187条第3項、第4項）を参照して、「当事者双方に異議がない」ことを要件とすべきとして甲案に賛成する見解と、当事者に異議があるような場合には、電話会議を控えるなどの適切な運用により対応をすべきであり、利用を否定するべきではないとして乙案に賛成する見解とがあった。（一弁）
- 訴訟事件以上にウェブ会議等が有効な場合があることから、そうした場合に、ウェブ会議等が活用できるよう、必要な法整備等を行っていただきたい。中間試案では、事件関係者が出頭することなく、ウェブ会議や電話会議の活用をすすめる方向が打ち出されている。検討対象となっている非訟事件では、事件関係者の意見聴取や事実の調査など、訴訟事件以上にウェブ会議等の活用が有効な手続が存在する。こうした手続において積極的にウェブ会議等が活用できるよう、法整備も含めた環境整備が必要である。なお、中間試案が両論併記しているように、手続によってはウェブ会議に限定し、電話会議を含めることが相当でないものも考えられるが、これについては、当該事件の特性を踏まえて規則等で定めを置くのが相当だと考える。

また、各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、乙案に賛成である、コロナ禍により事実上、電話会議も併用して審尋期日を実施してきたが、概ね障害はなかったとの印象であるとの意見があった。（全司法）

- ・ 民事保全の審尋は、ことに仮地位仮処分申立て段階（事実上双方審尋を行うのが実務）、不服申立て段階については一般の場合よりも重要性が高い（ことに、断行の仮処分の審理は事実上特別訴訟化しており、そこで事件が決着することが多く、本案の提起は少ない）ので、(3)につき、電話会議は、認めるなら、特に必要性の高い場合、やむをえない場合（裁判所と債務者、ことに後者の時間的、物理的都合等で、電話会議をするほかない場合）だけに認めるような規定ぶりにすべきである。保全命令手続は、決定手続とはいいながら、当事者に与える影響が非常に大きく、そのことを考慮して、仮地位仮処分申立て段階では事実上双方審尋が行われており（債務者のみの審尋を行うことはほとんどない）、不服申立て段階の審理は事実上法廷で行われている。こうした実務には手続保障の観点から高い合理性と必要性があり、IT化によって実務上これが一挙に軽い手続として扱われるおそれを懸念している。(3)については真にやむをえない場合に限るべきである。（個人）

#### (4) 保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日

##### 【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

##### 【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

#### (意見の概要)

##### 【甲案に賛成】新潟書、日司連、愛知書、早稲田大判例研、長野書、個人1名

- ・ 本改正は、現行の規定の水準を維持することのできる範囲とするのが妥当である。当事者同等の手続を保障することからも、電話会議は専ら音声によるやりとりに限られることから、制度趣旨を踏まえ、甲案とすべきである。（新潟書、愛知書）
- ・ 保全命令に対する各不服申立ては、暫定的な法律状態を形成する手続であって、債務者に極めて大きな影響を与える一方、その申立て内容が債務者に知られたとしても目的を達成し得なくなるおそれは少ないことから、債務者の意見を聴く機会を保障するために現行法の規律になったとされる。IT化による改正は、現行の規定の水準を維持することのできる範囲とするのが妥当である。このことから、電話会議は、専ら音声によるやりとりに限られることから、制度趣旨を踏まえ、甲案とすべきである。（日司連）
- ・ 当事者に与える影響が大きいことから、音声のみのやりとりとなる電話会議について認めないとするには妥当性がある。（長野書）
- ・ 民事保全の審尋は、ことに仮地位仮処分申立て段階（事実上双方審尋を行うのが実務）、不

服申立段階については一般の場合よりも重要性が高い（ことに、断行の仮処分の審理は事実上特別訴訟化しており、そこで事件が決着することが多く、本案の提起は少ない）ので、(4)につき、電話会議は認めるべきではないと考える。保全命令手続は、決定手続とはいいながら、当事者に与える影響が非常に大きく、そのことを考慮して、仮地位仮処分申立て段階では事実上双方審尋が行われており（債務者のみの審尋を行うことはほとんどない）、不服申立て段階の審理は事実上法廷で行われている。こうした実務には手続保障の観点から高い合理性と必要性があり、IT化によって実務上これが一挙に軽い手続として扱われるおそれを懸念している。(4)については、電話会議を行わなければならないような場合は考えにくい（なお、不服申立手続をあえて法廷で行う必要があるかは微妙なところだが、従来のやり方にもそれなりの根拠はあったのではないか）。（個人）

**【乙案に賛成】札幌弁、福岡弁、沖縄弁、日弁連、広島弁、静岡書、大阪書、裁判所、熊本書、東京書、日書協、個人1名**

- ・ 民事保全の手続の迅速性の観点から、制度上は、電話会議も利用できることとした上で、主張整理を行うときは電話会議でも審尋期日を実施することとしつつ、証人調べとしての性質を有するケースでは、原則ウェブ会議とし、当事者双方の異議がないときのみ電話会議を利用するという運用ができるようにすれば足りる。（札幌弁）
- ・ 保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日についても、(3)と同様であり、特段の規律を設けない乙案に賛成する。（福岡弁）
- ・ (3)の点は、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日についても同様であり、ウェブ会議と電話会議の双方を認めるべきである。（日弁連）
- ・ 「(2)審尋の期日②」のように、当事者双方に異議がないときに電話会議を実施するものとするれば、当事者の手続保障に欠けるところはない。むしろ選択的に電話会議の利用を認めることによって、民事保全手続の迅速化に資することが考えられる。（広島弁）
- ・ 一旦決定のあった後であれば、民事訴訟法の審尋と異なる扱いを認める必要はない。（静岡書）
- ・ 当事者が敢えて電話会議の利用を求めるのであれば、これを認めない理由はない。逆に、当事者が納得していないにもかかわらず電話会議を利用することは認めるべきではない。（大阪書）
- ・ 乙案に賛成する意見がほとんどであった。その理由として、(3)と同様の指摘があったほか、次のような指摘があった。（裁判所）

民事訴訟手続においては、民事訴訟法87条2項所定の（口頭弁論に代わる）審尋について電話会議の利用が認められており（同法87条の2第2項）、保全異議等の審尋期日においても電話会議を利用することを否定するべきではない。

- ・ 手続を柔軟に運用していく観点から、あえて電話会議の利用を排除するべきではないと考え

る。感染症の影響やウェブ会議のシステム障害等も想定されるところ、電話会議の方法も選択肢の一つとすることが相当であると考え。 (熊本書)

- ・ 保全異議、保全取消し及び保全抗告のいずれも、保全命令が発令された後の不服申立の手續であり、電話会議の方式の利用を認めることは、当事者の利便性と専ら音声によるやりとりに限られるデメリットを比較したときに、当事者の利便性の方を重視することで得られる利益が大きいと考える。また、手續上の混乱は生じにくいと考えられる。(東京書)
- ・ 保全異議、保全取消し及び保全抗告のいずれも、保全命令が発令された後の不服申立の手續きである。ウェブ期日、あるいは電話会議の方式の利用を認めても混乱は生じにくいと考えられる。(個人)

#### 【その他】大阪弁、一弁、全司法

- ・ 基本的に甲案に賛成するが、その規律としては、ウェブ会議による方法を原則としたうえで、当事者双方に異議がなければ、電話会議による方法によることができるものとすべきである。なお、ウェブ会議の方法により審尋の期日を行うにあたっての手續保障としては、「相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて」(改正民訴法第87条の2第2項参照)とすべきである。保全異議、保全取消し及び保全抗告事由の疎明という意味で証拠調べとしての性質を少なからず有する場合が多い。したがって、これら審尋期日においては、証人尋問等について電話会議による尋問を認めない改正民事訴訟法(第204条)と同様に、基本的には電話会議の利用を認めるべきではないが、(3)と同様、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも許容すべきである。また、ウェブ会議による方法により審尋の期日を行うにあたっての手續保障としては、仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日についてと同様に、民事訴訟手續においてウェブ会議等の方法による尋問を実施するための要件までは不要であり、「当事者の意見を聴いて」ということで足りるというべきである。(大阪弁)
- ・ (3)に対する意見と同じ。(一弁)
- ・ (3)に対する意見と同じ。(全司法)

## 7 その他

(注5) 和解を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする(現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。)

#### (意見の概要)

【賛成】札幌弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 保全命令を送達しなければならないこと（民保法17条）との平仄を揃えるべきである。（札幌弁）
- ・ 民事保全の手続については、特別の定めがある場合を除き、民訴法の規定が準用される（民保法第7条）、和解調書につき異なる取扱いをする必要がないことから、民訴法と同様の規律とするべきである。（日弁連）
- ・ （注5）に賛成する。そのうえで、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化する際は、申立ての手数料の大幅な低額化及び定額化を図るべきである。和解を記載した調書の送達について、民事訴訟手続と異なる規律とする必要性はないことから、民訴法（改正民訴法第267条第2項）と同様、当事者に送達しなければならないとするのが相当である。また、申立手数料については、郵便費用を含めて一本化することがわかりやすく相当である。また、インターネットを利用した申立について、これを利用しない申立と比較して手数料を低額化することも検討されるべきである。インターネットを利用した申立やシステム送達が利用されることが多くなることから、申立手数料は大幅に低額化すべきである。（大阪弁）
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）
 

保全命令や保全異議等の決定を送達することとされていることとのバランスから、一律送達で差し支えない。

#### 【反対】福岡弁

- ・ 和解の内容によっては、債務名義となる条項を含まない場合もある。そのような場合に、システム送達以外の場合において、強制執行を予定した送達までは不要であるとする。申立ての手数料への組み込みについては、送達費用が当事者にとって負担になる場合があるため、組込額は、低額に抑えられるべきである。（福岡弁）

#### 【その他】早稲田大判例研

- ・ 当事者からの申請によらずに送達あるいは送付ができることについては賛成。送達とするのか送付とするのかについては、補足説明にあるとおり、他の手続との平仄等を考慮して決すればよいのではと考える。（早稲田大判例研）

## 第5 非訟事件

### 5 和解調書の送達又は送付

#### 【甲案】

和解を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

#### 【乙案】

和解を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものと

する。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

## (意見の概要)

### 1 試案の本文に対する意見

**【甲案に賛成】新潟書、千葉書、沖縄弁、大阪弁、静岡書、日司連、東京書、長野書、個人2名**

- ・ 非訟事件手続法第65条に基づく和解を記載した調書は、確定した終局決定と同一の効力を有するものである以上、民事訴訟手続と同様に、当事者に必ず送達するものとすべきである。(新潟書、千葉書、日司連、東京書)
- ・ 申立手数料の低廉化は行うべきであるが、和解調書については民事訴訟においては送達するものとされたところ(改正民訴法第267条第2項)、非訟について異なる定めを置く積極的な理由はない。また、乙案を採用した場合においても、送付の方法によることができるのは、和解調書の内容が債務名義とならない場合であって、当事者が同意した場合に限られるべきであるが、実際にはそのような場合は少ないと考えられる。加えて、送達が不奏功となった場合の手続の煩雑さへの配慮については、システム送達が利用できない場合に限って問題となる。かつ、和解が成立し、その内容が債務名義となるものを含まない場面においては、受取り拒否などにより送達が不奏功に終わることは少ないと考えられることから、送付によることとするメリットは大きくない。(大阪弁)
- ・ 中間試案「第5 非訟事件 7 送達等(1) 電磁的記録の送達」の試案が採用されることを条件として、甲案に賛成する。電磁的記録の送達を採用すれば、当事者に殊更の負担はないと解する。(静岡書)
- ・ 改正民訴法267条の第2項に鑑みれば、非訟事件手続における和解調書も当事者に送達することが妥当なのではないかと考える。(東京書、個人)
- ・ 民事訴訟手続と同様に取り扱うべきと考える。(長野書)
- ・ 民訴法改正により、民事訴訟事件における和解調書は当事者に対する送達を要するところになったところ、非訟事件における和解調書について異なる扱いをすべき積極的な理由が見当たらず、異なる規律を採用すると裁判所書記官の事務に混乱を来すことにもなりかねない。また、当事者に送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、強制執行の場面で調書の送達費用の扱いに混乱を来す。債務名義である調書の債務者に対する送達は執行開始要件になるところ、非訟事件が係属した裁判所の裁判所書記官が調書の送付で済ませた場合は、執行開始要件を満たすために改めて送達が必要になる。そのため、送達費用は執行費用(執行準備費用)として扱うことになり、強制執行の手続費用として最先順位の配当対象となる。これに対し、最初から調書を送達した場合は、調書の送達費用は非訟事件における手続費用の一部

として扱われる。そのため、少なくとも和解調書上の当事者を債務者として強制執行をする場面では執行費用として扱うことはできない。このような差異が生じるにもかかわらず送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、調書の送達費用を手続費用として認めるべきか否か執行裁判所としては判断に支障が生じる。以上の理由から、送達又は送付しなければならないとする規律は採用すべきではなく、送達に一本化すべきである。(個人)

#### 【乙案に賛成】札幌弁、日弁連、広島弁、大阪書、一弁、裁判所

- 当事者が和解の内容を調書により確認することは便宜であるので、送達又は送付のいずれをも必要としないことには賛成できない。もっとも、非訟事件における和解調書の中には、債務名義とならないものもあり、必ずしも執行の場面を想定する必要はない。そこで、当事者からの送達申請があった場合に送付に代えて送達することになることを前提に、和解を記載した調書を、送付しなければならないものとするべきである。(札幌弁)
- 和解が成立した場合は、和解を記載した調書を当事者に交付して、和解した内容を了知させる必要があるから、当事者からの申請がなくても、職権で交付することが適切である。非訟事件では、終局決定であっても、送達しなければならないものとはされておらず、相当と認める方法で告知することで足りるとされているから(非訟法第56条)当事者への和解を記載した調書の交付の方法としては、甲案は均衡を失っており、送達又送付しなければならないものとする乙案を採用すべきである。ただし、裁判所は、当事者の希望を踏まえて、送達をするか、送付をするかを判断すべきである。(日弁連)
- 現行法において、決定書は送付で足りていることから考えると、IT化後も送達を義務化する必要はない。(大阪書)
- 執行力のない内容の合意がなされることはままあることから、送付も可能とすることは適当と思料する。IT化が進めば送達と送付に差異はなくなるが、当面は紙の申立ても併存することから例え当面の間の処置であっても送付を認めることには意義はあると思われる。なお、この際、本来送達すべき調書を人為的な(単純)ミスによって送付してしまっていて、後に執行を要した際にそのミスに気がつき、(再)送達となって、それにより債務者が資産隠匿等を行う可能性があるため、こうしたミスが生じないよう適切な体制を構築する必要がある。(一弁)
- 乙案に賛成する意見が多かった。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)  
終局決定が告知で足りるとされていることとの平仄をとるべきである。  
非訟事件においては、出頭した当事者間で事件の終了のみを目的とする場合など、給付条項がない和解が行われる場合も少なくないことから、当事者の希望や事案の内容に応じて、送達ではなく送付の方法を選択できるとすることが望ましい。

#### 【その他】福岡弁

- 和解が成立した場合は、原則として、送達するものとするべきである。もっとも、和解の内容

として給付条項が設けられておらず、強制執行を予定していないような場合にまで、裁判所の費用負担で送達すべき必要はないから、そのような場合は、送付で足りるものとするべきである。  
(福岡弁)

## 2 試案の(注)に対する意見

### 【賛成】大阪弁、日弁連、静岡書、

- ・ 非訟事件の手続の電子化によって、裁判所の事務処理の効率化と事務コストの低減化が期待できる。非訟事件の手続は、民事訴訟手続と異なり特別送達の利用が必須ではないし、裁判所に出頭した当事者等に対し裁判所書記官から書面が交付送達されることによって郵便費用がほとんどかからない例も少なくない。今後は、システム送達の導入により郵便費用がさらに低減することも見込まれる。したがって、(注)について、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化することを実現する際は、申立ての手数料の大幅な低額化を実現すべきであり、これに加えて、インターネットを利用した申立て等を拡大・促進するための方策として十分なインセンティブも併せて導入すべきである。(日弁連)
- ・ 申立手数料については、郵便費用を含めて一本化することがわかりやすく相当である。また、インターネットを利用した申立について、これを利用しない申立と比較して手数料を低額化することも検討されるべきである。インターネットを利用した申立やシステム送達が利用されることが多くなることから、申立手数料は大幅に低額化すべきである。(大阪弁)

### 【その他】福岡弁

- ・ 郵便費用の申立ての手数料への組み込みに際しては、送達費用が当事者にとって負担になる場合があるため、組込額は、低額に抑えられるべきである。(福岡弁)

## 第6 民事調停

### 5 調停調書の送達又は送付

#### 【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

#### 【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

## (意見の概要)

### 1 試案の本文に対する意見

**【甲案に賛成】新潟書、千葉書、沖繩弁、NACS、大阪弁、日司連、愛知書、熊本書、東京書、長野書、個人2名**

- ・ 民事調停手続で調停が成立した場合、裁判上の和解成立と同一の効力を有する以上、民事訴訟手続と同様に、調停調書は当事者に必ず送達するものとすべきである。(新潟書、千葉書、日司連、愛知書、熊本書、東京書)
- ・ 調停の合意調書はのちに執行の根拠となる場合もあり、甲案が望ましい。(NACS)
- ・ 現行の民事調停法においては、成立した調停調書を当事者に送達しなければならないとの規律はなく、当事者の送達申請によって送達することができるものとされている。もっとも、当事者間の合意の成立を記載した調停調書は、債務名義となること(民事調停法第16条)、強制執行は、その正本等が、あらかじめ又は同時に債務者に送達されたときに限り開始することができること(民事調停法第29条)、当事者に合意内容や、調停の内容を了知させることが、極めて重要であることなどをふまえ、実務上は、これらが送達されていることが多いものと考えられる。そうすると、その都度、正本送達の申請をすることは、当事者にとって、煩雑といえる。また、民事訴訟手続では、和解調書について、当事者からの送達申請によらず送達しなければならないとされているところであり(民訴法第267条第2項)、これと別の規律を及ぼすべき合理的理由はない。これに加えて、交付送達がなされる例も少なくないし、今後システム送達事案が増えることから、裁判所の事務負担が軽減されることも見込まれる。以上からすれば、民事調停事件においても、民事訴訟法と同様の規律とし、調停における合意を記載した調書は、送達しなければならないものとすべきである。(大阪弁)
- ・ 中間試案「第6 民事調停 7 送達等 (1) 電磁的記録の送達」の試案が採用されることを条件として、甲案に賛成する。現状を踏まえつつ、電磁的記録の送達を採用するのであれば、当事者に殊更の負担はないと解する。(静岡書)
- ・ 改正民訴法267条の第2項において、和解調書等について「前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送達しなければならない。」ことと改正されており、その改正に鑑みると、民事調停における調停調書についても当事者に送達することが妥当ではないかと考える。(東京書、個人)
- ・ 民事訴訟法と同様に扱うべきと考える。(長野書)
- ・ 民訴法改正により、民事訴訟事件における和解調書は当事者に対する送達を要することになったところ、調停調書について異なる扱いをすべき積極的な理由が見当たらず、異なる規律を採用すると、裁判所書記官の事務に混乱を来すことにもなりかねない。また、当事者に送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、強制執行の場面で調書の送達費用の扱いに混乱を来す。債務名義である調書の債務者に対する送達は執行開始要件になるところ、調停事件が係属した裁判所の裁判所書記官が調書の送付で済ませた場合は、執行開始要件を満

たすために改めて送達が必要になる。そのため、送達費用は執行費用（執行準備費用）として扱うことになり、強制執行の手続費用として最先順位の配当対象となる。これに対し、最初から調書を送達した場合は、調書の送達費用は調停事件における手続費用の一部として扱われる。そのため、少なくとも調停調書上の当事者を債務者として強制執行をする場面では執行費用として扱うことはできない。このような差異が生じるにもかかわらず送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、調書の送達費用を手続費用として認めるべきか否か執行裁判所としては判断に支障が生じる。以上の理由から、送達又は送付しなければならないとする規律は採用すべきではなく、送達に一本化すべきである。（個人）

#### 【乙案に賛成】札幌弁、日弁連、広島弁、大阪書、一弁、裁判所

- ・ 当事者が調停の内容を調書により確認することは便宜であるので、送達又は送付のいずれをも必要としなないことには賛成できない。もっとも、民事調停事件における調停調書の中には、債務名義とならないものもあり、必ずしも執行の場面を想定する必要はない。そこで、当事者からの送達申請があった場合に送付に代えて送達することになることを前提に、調停における合意を記載した調書を、送付しなければならないものとするべきである。（札幌弁）
- ・ 民事調停の手続においても、調停が成立した場合は、調停における合意を記載した調書を当事者に交付して、合意した内容を了知させる必要があるから、当事者からの申請がなくても、職権で交付することが適切である。民事調停の手続では、終局決定であっても、送達しなければならないものとはされておらず、相当と認める方法で告知することで足りるとされているから（民調法第22条が準用する非訟法第56条）、当事者への調停における合意を記載した調書の交付の方法としては、甲案は均衡を失っており、送達又送付しなければならないものとする乙案を採用すべきである。ただし、裁判所は、当事者の希望を踏まえて、送達をするか、送付をするかを判断すべきである。（日弁連）
- ・ 調停に代わる決定などの終局決定が、相当と認める方法での告知で足りることから考えると、すべての事件について送達を義務化する必要はないと思われる。ただし、債務名義になる可能性がある調書は、必ず送達するべきである。（大阪書）
- ・ 第5非訟第5項に同じ。（一弁）
- ・ 乙案に賛成する意見が多かった。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）

調停では、訴訟とは異なり、調停調書が最初の送達となることが多いため、送達不奏功の場合の当事者の所在調査の負担等や、当事者が受領しない等の事情によって送達完了までに時間を要する事態がしばしば生じていることなどを考えると、送付の余地を残すべきである。

給付条項を含まないなど、強制執行を予定しない調停が成立する場合もあり、必ずしも送達の方法による必要はない。

調停に代わる決定は、相当と認める方法で告知すれば足りるとされていること（民事調停法22条、非訟事件手続法56条1項）との整合を図るべきである。

### 【その他】福岡弁、全司法

- ・ 調停が成立した場合は、原則として、調停における合意を記載した調書は送達するものとするべきである。もっとも、調停における合意の内容として給付条項が設けられておらず、強制執行を予定していないような場合にまで、裁判所の費用負担で送達すべき必要はないから、そのような場合は、送付で足りるものとするべきである。(福岡弁)
- ・ 各庁の担当者等から寄せられた意見の中に、以下のような意見があった。  
調停調書正本(謄本)については、執行にかかる便宜を考慮すると送達が主になると思われるが、郵送費用の当事者負担の面を踏まえ、送付による方法も残しておく案に賛成である。  
調停手続きは非公開であるため、調書は見られないようにすべきではないか。また、合意を記載した書面は当事者が申請した場合に送達すべきと考える。(全司法)

## 2 試案の(注)に対する意見

### 【賛成】日弁連、大阪弁、静岡書、東京書、個人1名

- ・ 民事調停の手續の電子化によって、裁判所の事務処理の効率化と事務コストの低減化が期待できる。民事調停の手續は、民事訴訟手續と異なり特別送達の利用が必須ではないし、調停期日に出頭した当事者等に対し裁判所書記官から書面が交付送達されることによって郵便費用がほとんどかからない例も少なくない。今後は、システム送達の導入により郵便費用がさらに低減することも見込まれる。したがって、(注)について、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化することを実現する際は、申立ての手数料の大幅な低額化を実現すべきであり、これに加えて、インターネットを利用した申立て等を拡大・促進するための方策として十分なインセンティブも併せて導入すべきである。(日弁連)
- ・ 郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化する際は、申立ての手数料の大幅な低額化及び定額化を図るべきである。(大阪弁)
- ・ 予納郵券の組合せを考慮して予納する手間を省くことになり、当事者の利便性を向上させることにつながる。(東京書)

### 【その他】福岡弁

- ・ 郵便費用の申立ての手数料への組み込みに際しては、送達費用が当事者にとって負担になる場合があるため、組込額は、低額に抑えられるべきである。(福岡弁)

## 第7 労働審判

### 5 調停調書等の送達又は送付

#### (1) 調停における合意を記載した調書

#### 【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

#### 【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

#### (意見の概要)

##### 1 試案の本文に対する意見

【甲案に賛成】札幌弁、新潟書、沖縄弁、大阪弁、静岡書、日司連、東京書、長野書、個人2名

- ・ 労働審判事件における調停調書には、非訟事件、民事調停事件や家事調停事件の場合とは異なり、債務名義とならないものは考え難く、執行の場面を想定して、予め調停調書を送達しておく必要性が典型的に存在する(執行の段階になって再度送達を要する事態となつては、債務者(相手方)の財産が散逸隠匿されるおそれがあるし、そのときには、手続代理人と当事者との委任関係が終了しており、システム送達を利用できない可能性も存在する。)。また、労働審判事件の場合、基本的に3名以上の当事者が現れることはない上、委任を受けた手続代理人等を通じてシステム送達を利用する当事者も多いと思われ、手続代理人を選任しない多数の当事者等が現れ得る遺産分割調停事件等のように、送達を必要なものとするることによる当事者の経済的負担も典型的には軽い。さらに、労働審判事件の終局場面を考えたとき、審判書自体の職権送達が必要であること(労働審判法20条4項)との平仄を揃える観点も見逃せない。したがって、労働審判事件の場合、非訟事件、民事調停事件や家事調停事件の場合とは異なり、あえて送付を選択できるようにする必要性に乏しい。(札幌弁)
- ・ 労働審判手続で調停が成立した場合、裁判上の和解成立と同一の効力を有する以上、民事訴訟手続と同様に、調停調書は当事者に必ず送達するものとすべきである。(新潟書、日司連、東京書、長野書)
- ・ 民事訴訟手続において和解調書の送達は必要とされている(民訴法第267条第2項)。また労働審判手続において審判書を作成した場合の同審判書の送達も必要である。労働審判手続における調停における合意を記載した調書は民事訴訟手続における和解調書等と同様に、当事者の紛争に対する合意内容が記載された書面であり、債務名義としての意味を持つ。また、審判書に代わる調書は、労働審判手続における審判書と同様に労働審判委員会の判断が記載された書面であり、債務名義としての意味を持つものである。これらについて、送達の必要性に関して、異なる規律を設ける意味は乏しく、いずれにしても、これらを債務名義として強制執行を行うには、事前の送達が必要となるが、手続の終了後に時間が経過すると同送達が

困難となる場合があり、あるいは送達により強制執行が察知されるおそれがある等の問題がある。そのため、労働審判手続における調停における合意を記載した調書や、審判書に代わる調書についても作成されたときには、必要的送達とする規律を設けるべきである。(大阪弁)

- ・ 中間試案「第7 労働審判 7 送達等」の試案が採用されることを条件として、甲案に賛成する。現状を踏まえつつ、電磁的記録の送達を採用するのであれば、当事者に殊更の負担はないと解する。(静岡書)
- ・ 民訴法改正により、民事訴訟事件における和解調書は当事者に対する送達を要することになったところ、調停調書について異なる扱いをすべき積極的な理由が見当たらず、異なる規律を採用すると、裁判所書記官の事務に混乱を来すことにもなりかねない。また、当事者に送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、強制執行の場面で調書の送達費用の扱いに混乱を来す。債務名義である調書の債務者に対する送達は執行開始要件になるところ、労働審判事件が係属した裁判所の裁判所書記官が調書の送付で済ませた場合は、執行開始要件を満たすために改めて送達が必要になる。そのため、送達費用は執行費用(執行準備費用)として扱うことになり、強制執行の手続費用として最先順位の配当対象となる。これに対し、最初から調書を送達した場合は、調書の送達費用は労働審判事件における手続費用の一部として扱われる。そのため、少なくとも調停調書上の当事者を債務者として強制執行をする場面では執行費用として扱うことはできない。このような差異が生じるにもかかわらず送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、調書の送達費用を手続費用として認めるべきか否か執行裁判所としては判断に支障が生じる。以上の理由から、送達又は送付しなければならないとする規律は採用すべきではなく、送達に一本化すべきである。(個人)
- ・ 改正民訴法267条の第2項においては、和解調書等について、「前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送達しなければならない。」ことと改正されている。この民訴法の改正に鑑みれば、調停調書も、当事者に送達することが妥当すると考えられる。(東京書、個人)

#### 【乙案に賛成】福岡弁、日弁連、広島弁、大阪書、一弁、連合、長野書

- ・ 調停において合意が成立したのに強制執行しなければならない場合は、実務上も稀である。そのため、送達が必要な場合に別途申請をすれば足り、当事者にとっても、申請の負担は重くはないことから、現状の運用を維持する乙案に賛成する。(福岡弁)
- ・ 調停において合意が成立したのに強制執行しなければならないのは、実務上はレアケースである。乙案でも、送達が必要な場合には別途申請をして送達をすれば足りるし、当事者にとっても、その申請の負担は重くはないので、乙案でよい(現状の実務の運用を変更する必要はない)。(日弁連)
- ・ 民事調停と同様に、現行制度において相当と認める方法での告知が認められていることから考えると、すべての事件について送達を義務化する必要はないと思われる。(大阪書)

- ・ ①送付の場合、送達よりも費用が少なくすむこと、②調停における合意のうえで強制執行を行うには送達が必要であるところが、調停における合意が成立したのに強制執行しなければならないケースは、実務上少ないものと考えられること、及び③当事者が別途申請すれば送達はなされ、その申請の負担は重くないことからすると、乙案でよい。ただし、人為的な(単純)ミスにより送達しなければならない調書を送付したりすることがないように適切な体制構築すべきである。(一弁)
- ・ 乙案の採用が前提となるが、郵便費用の手数料一本化を検討する際は、労働審判において主な申立人である労働者の金銭的負担が、現行よりも増加することのないよう留意いただきたい。(連合)
- ・ 審判に代わる調書が、作成される審判の不服申立ての起算点は告知時であることから鑑みると、必ずしも送達を必要としないと考える。(長野書)

#### 【その他】連合、裁判所、全司法

- ・ 乙案の採用が前提となるが、郵便費用の手数料一本化を検討する際は、労働審判において主な申立人である労働者の金銭的負担が、現行よりも増加することのないよう留意いただきたい。(連合)
- ・ 甲案に賛成する意見と、乙案に賛成する意見に分かれた。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)
  - (甲案に賛成する意見)
 

和解調書の送達を定める民事訴訟法267条2項と平仄を合わせるべきである。

労働審判手続における調停では、何らかの給付条項が盛り込まれて債務名義となることが大多数であり、実務上も当事者から送達申請がされることがほとんどである。
  - (乙案に賛成する意見)
 

給付条項がないことも想定されるが、そのような場合にまで送達する必要はない。

当事者が強制執行までは考えていない場合や普通郵便で受領したい旨の意向を有している場合などもあり、こうした当事者の意向に応じた対応ができるようにすべきである。
- ・ 各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、調停調書正本(謄本)については、執行にかかる便宜を考慮すると送達が主になると思われるが、郵送費用の当事者負担の面を踏まえ、送付による方法も残しておく案に賛成であるとの意見があった。(全司法)

## 2 試案の(注)に対する意見

### 【賛成】日弁連、大阪弁、静岡書、一弁

- ・ (注)に賛成するが、上記で乙案を採るなど、郵便費用と一本化された申立ての手数料を低廉にすることが前提である。労働審判手続においては、申立人は通常は労働者であるので、通常の民事訴訟の場合以上に、申立て手数料の低廉化が必要だと考える。また、中間試案の(1)

及び(2)において、甲案で送達を義務付け、その費用を申立ての手数料に組み入れると、申立人の手数料負担が増えるので、乙案を前提にする場合には、手数料一本化に反対しない。なお、乙案の場合には、送付のための郵便費用だけを申立ての手数料に組み込んで一本化し、また、そのように一本化した場合は郵券の精算処理はしないものと理解した上での意見である。(日弁連)

- ・ 郵便費用について申立手数料に組み込み一本化することは、当事者にわかりやすく相当である。ただし、手続記録の電子化等により通知や送達に電磁的方法が利用されることが増加すると窺えることから、申立手数料の低額化を図るべきである。(大阪弁)

#### 【その他】札幌弁、福岡弁

- ・ 郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化するに当たっては、労働審判手続の実情として、労働者が申立人側に立つことがほとんどであることも踏まえ、申立人の経済的負担が現状より増えることがないようにすべきである。(札幌弁)
- ・ 乙案を前提にする場合に限り、送付のための郵便費用だけを申立ての手数料に組み込み一本化するものと理解されるので、手数料一本化に反対しない。他方、仮に甲案が採用された場合は、送達を義務付けられ、その費用を申立ての手数料に組み入れると、申立人（労働者側が通例）の負担が増えることになるので、(注)には反対する。(福岡弁)

### (2) 審判書に代わる調書

#### 【甲案】

審判書に代わる調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

#### 【乙案】

審判書に代わる調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

#### (意見の概要)

##### 1 試案の本文に対する意見

#### 【甲案に賛成】札幌弁、沖縄弁、大阪弁、静岡書、個人2名

- ・ 労働審判事件における調停調書には、非訟事件、民事調停事件や家事調停事件の場合とは異なり、債務名義とならないものは考え難く、執行の場面を想定して、予め審判書に代わる調書を送達しておく必要性が典型的に存在する（執行の段階になって再度送達を要する事態となつては、債務者（相手方）の財産が散逸隠匿されるおそれがあるし、そのときには、手続代理

人と当事者との委任関係が終了しており、システム送達を利用できない可能性も存在する。)。また、労働審判事件の場合、基本的に3名以上の当事者が現れることはない上、委任を受けた手続代理人等を通じてシステム送達を利用する当事者も多いと思われ、手続代理人を選任しない多数の当事者等が現れ得る遺産分割調停事件等のように、送達を必要的なものとする事による当事者の経済的負担も典型的には軽い。さらに、労働審判事件の終局場面を考えたとき、審判書自体の職権送達が必要的であること（労働審判法20条4項）との平仄を揃える観点も見逃せない。したがって、労働審判事件の場合、非訟事件、民事調停事件や家事調停事件の場合とは異なり、あえて送付を選択できるようにする必要性に乏しい。（札幌弁）

- ・ (1)と同じ。（大阪弁）
- ・ 中間試案「第7 労働審判 7 送達等」の試案が採用されることを条件として、甲案に賛成する。現状を踏まえつつ、電磁的記録の送達を採用するのであれば、当事者に殊更の負担はないと解する。（静岡書）
- ・ 労働審判事件における審判書に代わる調書は、民事訴訟事件における調書判決に相当する機能を有するところ、これまでも送達の要否について別の扱いをする理由に乏しかったものである。したがって、今回の法改正を契機に送達を要する規律に一本化すべきである。また、当事者に送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、強制執行の場面で調書の送達費用の扱いに混乱を来す。債務名義である調書の債務者に対する送達は執行開始要件になるところ、労働審判事件が係属した裁判所の裁判所書記官が調書を送付した場合は、執行開始要件を満たすために改めて送達が必要になる。そのため、送達費用は執行費用（執行準備費用）として扱うことになり、強制執行の手続費用として最先順位の配当対象となる。これに対し、最初から調書を送達した場合は、調書の送達費用は労働審判事件における手続費用の一部として扱われる。そのため、少なくとも調書上の当事者を債務者として強制執行をする場面では執行費用として扱うことはできない。このような差異が生じるにもかかわらず送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、調書の送達費用を手続費用として認めるべきか否か執行裁判所としては判断に支障が生じる。以上の理由から、送達又は送付しなければならないとする規律は採用すべきではなく、送達に一本化すべきである。（個人）
- ・ 改正民訴法267条の第2項においては、和解調書等について、「前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送達しなければならない。」ことと改正されている。この民訴法の改正に鑑みれば、審判に代わる調書も、当事者に送達することが妥当すると考えられる。（個人）

**【乙案に賛成】福岡弁、新潟書、日弁連、広島弁、日司連、大阪書、一弁、連合、東京書**

- ・ 労働審判が行われて審判書に代わる調書が作成される場合（労働審判法第20条第7項）でも、任意の支払いが予想される場合もあり（いわゆる「調停的な審判」が行われた場合）、「審判書に代わる調書」に基づいて強制執行しなければならない場合は、実務上も稀である。その

ため、送達が必要な場合に別途申請をすれば足り、当事者にとっても、申請の負担は重くはないことから、現状の運用を維持する乙案に賛成する。(福岡弁)

- ・ 労働審判については口頭告知が行われた場合、告知の時点で効力が生じる以上、審判書に代わる調書については、必ずしも送達を必要としないと考えられる。審判書に代わる調書については、裁判所での柔軟な対応により調書を送達又は送付することが、手続利用者の便宜に資するものと考えられる。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 労働審判が行われて審判書に代わる調書が作成される場合(労審法第20条第7項)、異議が出されて本訴に移行するときは、強制執行は不要で送達の必要がないし、他方、異議が出されず審判が確定したときでも、任意の支払いが予想される場合もあり(いわゆる「調停的な審判」が行われた場合など)、労働審判に基づいて強制執行をしなければならないのは、実務的にはレアケースである。乙案でも、送達が必要な場合には別途申請をして送達すれば足りし、当事者にとっても、その申請の負担も重くはないので、乙案でよい(現状の実務の運用を変更する必要はない)。また、(注)については、(1)と同じ。(日弁連)
- ・ 民事調停と同様に、現行制度において相当と認める方法での告知が認められていることから考えると、すべての事件について送達を義務化する必要はないと思われる。(大阪書)
- ・ ①送付の場合、送達よりも費用が少なくすむこと、②当事者が別途申請すれば送達はなされ、その申請の負担は重くないことからすると、乙案でよい。ただし、人為的な(単純)ミスにより送達しなければならない調書を送付したりすることがないように適切な体制構築すべきである。(一弁)
- ・ (1)と同じ。(連合)

#### 【その他】裁判所

- ・ 甲案に賛成する意見と、乙案に賛成する意見に分かれた。その理由として、おおむね前記(1)と同旨の指摘があった。(裁判所)

## 2 試案の(注)に対する意見

#### 【賛成】日弁連、大阪弁、静岡書、一弁

- ・ (1)と同じ。(日弁連)
- ・ (1)と同じ。(大阪弁)

#### 【その他】

- ・ 郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化するに当たっては、労働審判手続の実情として、労働者が申立人側に立つことがほとんどであることも踏まえ、申立人の経済的負担が現状より増えることがないようにすべきである。(札幌弁)
- ・ 乙案を前提にする場合に限り、送付のための郵便費用だけを申立ての手数料に組み込み一本

化するものと理解されるので、手数料一本化に反対しない。他方、仮に甲案が採用された場合は、送達を義務付けられ、その費用を申立ての手数料に組み入れると、申立人（労働者側が通例）の負担が増えることになるので、（注）には反対する。（福岡弁）

## 第8 人事訴訟

### 4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

#### (1) 当事者の陳述を聴く審問期日

##### 【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うことができるものとする。

##### 【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

（注） 乙案を原則としつつ、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うこともできるものとするとの考え方がある。

#### （意見の概要）

##### 【甲案に賛成】 札幌弁、新潟書、沖縄弁、広島弁、日司連、裁判所、全司法、東京書、長野書

- ・ 現行法でも認められている電話会議の利用を認めない方向に改正する理由がない。（札幌弁）
- ・ 電話会議が現状特に問題なく運用されていると考えるので、選択肢としてウェブ会議共に、活用すべきであると考えている。（新潟書）
- ・ 乙案について、当事者双方に異議がない場合にまでウェブ会議を強制する必要があるか疑問がある。仮に当事者の一方が本人訴訟でウェブでの参加が困難な場合、裁判所に出頭することが原則となってしまうが、事案によっては電話会議の余地を残しておく方がよいのではないかと考える。（広島弁）
- ・ 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。他の事件類型でも、電話会議での当事者からの意見聴取はなされているが、特段問題なく運用されていると感じている。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、本文甲案の提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による審問を否定するほどの理由はないと考える。（日司連、東京書）

- ・ 甲案に賛成する意見がほとんどであった。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)

現行の家事事件手続法において電話会議による審問が実施されており、相手方の陳述内容を確認する等の立会権の保障の観点からも支障は生じていないことから、人事訴訟の審問においても電話会議を認めないとする理由はない。

ウェブ会議に対応することが困難な当事者の利便性を図る必要がある。

ウェブ会議を行っている際に通信障害等が生じた場合に、電話会議に切り替えて手続を実施できるようにしておく必要がある。

当事者双方に異議がないことを電話会議利用の要件とする(注)の考え方については、他方当事者が反対すれば電話会議を実施することができなくなり、期日に出頭することが困難でウェブ会議に対応できない当事者の利便性が損なわれること等を理由に、反対する意見がほとんどであった。

- ・ 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。甲案の提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による審問を否定するほどの理由はないと考える。(長野書)

#### 【(注)に賛成】福岡弁、日弁連、大阪弁、一弁

- ・ 電話会議の方法による場合、裁判所や相手方に認識されない形で第三者が同席し、審問に事実上介入する可能性があるため、裁判官の心証形成に与える影響が大きい審問期日において、電話会議の方法を認めるべきではない。少なくとも実質的には訴訟における口頭弁論に相当する審問期日において、通信障害等の問題が生じた場合、無理に電話会議の方法により進行する必要性も乏しく、別途期日を指定することにより対応すべきである。もっとも、当事者双方に異議がない場合には、電話会議の方法によることを否定する必要はない。(福岡弁)
- ・ 審問手続中の他者からの影響の有無について、映像と音声の送受信によって確認が可能なウェブ会議の方法によることが相当である。また、裁判実務において、審問には主張整理的な内容と証拠調べ的な内容が混在しているが、当事者にとって不意打ちにならないための手続保障の観点から、より重い証拠調べ手続に準拠し、原則として、ウェブ会議の方法によるべきである。もっとも当事者双方に異議がない場合には、例外的に電話会議の方法によることを認めてもよい(折衷説)。これに対して、甲案は、電話会議の方法によることも許容するものであるが、仮に、電話会議の方法によった場合には、裁判所及び立ち会った他方当事者に認識されない形で、当事者の審問に第三者が同席し、当該当事者に何らかの助言や指示をして影響を与えることも容易である。その結果、当該当事者自身の事実認識及び意見でない陳述が裁判所に出されることにより、裁判官の心証形成が歪められる可能性がある。したがって、甲案には賛成できない。なお、障がい者の場合、ウェブ会議・電話会議ともに十分使いこなせないことも

考えられるため、そういった場合にまで、ウェブ会議・電話会議を強いることは妥当ではなく、「相当と認めるとき」に該当するか否かの判断は慎重にすべきである。また、障がい特性に応じて、手話通訳者やウェブ機器操作を支援する介助者の同席等、支援者による合理的配慮の提供が認められるべき場合があるが、他方で、支援者でない者が助言や指示を目的として同席することや、支援者や親族等が当事者への支援を超えて当事者に何らかの助言や指示をして影響を与えることのないよう、十分に留意すべきである。（日弁連）

- ・ 映像と音声の送受信（ウェブ会議の方法）による方法であれば、審問手続中にも、他者からの影響の有無を確認可能とも考えられる。その一方で、音声のみであれば、この確認が困難であるともいえる。また、裁判実務において、審問には、主張整理の趣旨と証拠調べの趣旨が混在しているところ、当事者にとって不意打ちにならないための手続保障の観点から、より重い証拠調べ手続に準拠し、原則として、ウェブ会議の方法によるべきと考える。もっとも、上記問題（他者の影響を受ける状況下にあるかどうか）があるとしても、なお当事者双方に異議がない場合にまで、例外としての電話会議の方法をあえて認めないとするにも理由がないと考える。これに対して、甲案（電話会議の方法を原則として許容する）によれば、電話会議の方法によって、裁判所や立会他方当事者に認識されない形で、当事者の審問に第三者が同席し、当該当事者に何らかの助言や指示をして影響を与えることが想定される。そして、その結果として、当該当事者の事実認識や意見とは違う形での陳述が裁判所に提示されることにより、裁判官の心証形成が歪められる可能性を否定できないとの問題があると思料する。（大阪弁）
- ・ 審問手続中の他者からの影響の有無について、映像と音声の送受信によって確認が可能なウェブ会議の方法によることが当事者の立会権を保証する観点から相当である。もっとも、ウェブ会議を原則とする理由が当事者の立会権の保証という観点にあることからすれば、当事者双方に異議がない場合には、例外的に電話会議の方法によることを認めてもよい。（一弁）
- ・ 各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、司法委員の立会も、ウェブ会議及び電話会議を認めるべきである（「補足」に記載がある「参与員が期日に立ち会うことについては、当事者の様子を観察することに意義があり、また、参与員の顔が見える方法によることによる当事者に対する説得力」という点は認めるが、当事者に電話会議の参加を認める甲案に賛成する以上、司法委員の参加をウェブに限ることとしたせいでウェブと電話の併用という形になるのは避けるほうがよいのではないか。）との意見があった。（全司法）

#### 【その他】 静岡書、大阪書、日書協

- ・ ウェブと電話では、情報量という点でウェブに分があると思われ、原則としてウェブとする乙案に賛成する。ただし、システム上のトラブルであったり、当事者の機器故障などに備え、例外的に電話会議を選択する余地も残すべきであると考ええる。（静岡書）
- ・ 甲案もしくは（注）に賛成する。手続の迅速性の観点から考えると、ウェブ会議や電話会議

を利用できるようにすることは、当事者の利便性が高まると思われる。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくなるため、電話会議よりもウェブ会議の方が優れているとは否定できないが、実務的視点から、電話会議で十分に対応できるような事案も少なからず存在すると感じる。実際、他の事件類型においても電話会議を利用して当事者からの意見聴取が行われており、電話会議にどこまでの否定的要素があるかはわからない。そのうえで、甲案の「当事者の意見を聴いて」と、(注)の「当事者双方に異議がない場合には」については、事実上ほとんど差はないと思われるので、両案に賛成する。(大阪書)

- ・ 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見とがあった。(日書協)

(甲案に賛成する意見) 選択肢として電話会議の方法を用意する方が、事案に応じて柔軟な選択が可能となると思われるし、現実問題として、審問期日を指定することはあまりなく、状況に応じては電話会議の利用もあり得るのではないかと考えられるから、裁判官がより柔軟に事案に即した審理を行うことができる。

(乙案に賛成する意見)

電話会議による審問では、裁判官にとって被審人の表情等を検証する機会が与えられないことになるから、ウェブ会議を選択することになろう。電話会議の場合、心証形成の材料として供述態度等が使えず「声色」だけになってしまうため、裁判官の心証形成に与える影響を考慮せざるを得ないと思われる。このことは、民事訴訟でも言えることではあるが、人事訴訟においては、多くの場合、家庭内という身近な者同士の紛争を解決する手続であることから、その懸念がより強いように思われる。また、電話会議による方法では、他方当事者の立会権を実質的に保障することも困難になるのではないかと考えられる。したがって、人事訴訟の手続においては、例外的に電話会議を利用することも想定する必要はないのではないかと考える。なお、他方当事者が異議のない場合でも、裁判所の心証取得の方法という観点からは上記のような点を考慮する必要があるため、(注)には賛成しない。

## (2) 参与員の立会い

家庭裁判所は、人訴法第9条第1項の規定により参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(注) 本文と異なり、ウェブ会議によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせる  
ことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方があ

(意見の概要)

【本文に賛成】札幌弁、新潟書、沖縄弁、広島弁、静岡書、日司連、大阪書、裁判所、全司法、

## 長野書

- 本文は、特段の異論がない。電話会議の方法も認める方が便宜に資する。（札幌弁）
- 電話会議が現状特に問題なく運用されていると考えるので、選択肢としてウェブ会議共に、活用すべきであると考えたので。（新潟書）
- 当事者双方に異議がない場合にまでウェブ会議を強制する必要があるか疑問がある。（広島弁）
- 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、本文の提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による方法を否定するほどの理由はないと考える。（日司連）
- 手続の迅速性の観点から考えると、ウェブ会議や電話会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性が高まると思われる。参与員は紛争当事者ではないので、4－（1）の当事者よりも、電話会議の利用のハードルは低いと考える。（大阪書）
- 提案に賛成する意見が全てであった。電話会議の利用を認めないものとする（注）の考え方については、事案等に応じて電話会議による必要性・相当性がある場合もあり柔軟に対応できるようにしておくのが望ましいこと、当事者側にウェブ会議に対応できない事情がある場合に参与員の関与の方法が制限されるのは相当でないこと等を理由に、これに反対する意見がほとんどであり、賛成する意見はなかった。（裁判所）
- 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。電話会議は、ウェブ会議と比べ、情報量が少ないという点はあるが、提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による方法を否定するほどの理由はないと考える。（長野書）

## 【その他】福岡弁、日弁連、大阪弁、一弁、日書協

- 電話会議の方法により、音声以外の言語外情報を得ることができないとすると、審理中に選任される参与員に対し、当事者が信頼感を持つことができない可能性があり、その結果として、審理の充実に至らない可能性が高い。そのため、参与員の立会いについて、少なくともウェブ会議による方法を原則とすべきである。もっとも、当事者双方に異議がない場合は、電話会議の方法を否定する必要はなく、電話会議によることも可能とすべきである。（福岡弁）
- 期日に立ち会った上で意見を述べる場合に、電話会議の方法による場合には、参与員は当事者の発言（その内容及び声から伝わる感情）から当事者の考え、心情を把握することができるのみであり、当事者の表情、仕草等の身体状況からの情報を得ることはできない。当事者が参与員の顔すら見られないとすれば、当事者の参与員に対する信頼感もまた、審理、手続に対す

る納得感も低く、その結果、審理が充実したということにならないこともあり得る。他方、参与員の意見聴取に際し、参与員にウェブ会議への参加を求めても、参与員の負担は電話会議の場合とさほど変わらない。したがって、参与員を人事訴訟の審理又は和解期日に立ち会わせて意見を聴く場合には、参与員の関与による審理の充実という趣旨を実現させるためには、少なくともウェブ会議による方法を原則とすべきであり、当事者双方に異議がない場合には、例外的に電話会議の方法によることを認めてもよい。（日弁連、大阪弁）

参与員が意見を述べる前提として、参与員が審理又は和解の試みに立ち会う場合には、当事者本人の考え等を傾聴し、かつ、当事者を、その言動及び表情から全人格的に把握し、それまでの経緯及び背景事情を含めて、事件を総合的に理解することが求められる。そのため、当事者の考えや意見を総合的に理解するために、当事者の表情、仕草等の身体状況からの情報を得ることも必要である。また、当事者が参与員の顔を見ることで、当事者の参与員に対する信頼感や手続に対する納得感も高めることができ、審理の充実化につながる。したがって、参与員を人事訴訟の審理又は和解期日に立ち会わせて意見を聴く場合には、参与員の関与による審理の充実という趣旨を実現させるためには、少なくともウェブ会議による方法を原則とすべきであり、当事者双方に異議がない場合には、例外的に電話会議の方法によることを認めてもよい。（一弁）

- ・ 本文の案に賛成する意見と（注）の案に賛成する意見とがあった。（日書協）  
（本文の案に賛成する意見）上記(1)で乙案に賛成する場合でも、参与員については(1)の乙案のような配慮を要しないと考えられる。  
（（注）の案に賛成する意見）裁判所の指定する参与員においては、ウェブ会議による方法を原則とすべきと考える。

## 5 和解調書等の送達

人事訴訟に関する手続について、民訴法第267条第2項を適用し、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

（注） 本文は、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

（意見の概要）

### 1 試案の本文に対する意見

【賛成】 札幌弁、新潟書、沖縄弁、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、裁判所、長野書

- ・ 本文は、民訴法267条2項との平仄を揃えるもので、特段の異論がない。（札幌弁）
- ・ 手続の結果である調書は、通常は当事者が送達を希望するケースが多いと思われ（注）の取扱いとともに手続の簡便迅速化が図られると考えられるから。（新潟書）

- ・ 和解調書等の内容には、面会交流の条件が詳細に記載されるなど、債務名義ではないがさまざまな当事者にとって重要な約束事項が含まれる。そうした人事訴訟で作成される和解調書等の特殊性に鑑みれば、原則として送達すべきである。（広島弁）
- ・ 本文について、民事訴訟手続では、和解調書について、当事者からの送達申請によらず送達しなければならないとされているところ（民事訴訟法第267条第2項）、人事訴訟手続において、これと別の規律を及ぼすべき合理的理由はないと考える。また、送達が不奏功となった場合の手続の煩雑さへの配慮は、システム送達が利用できない場合に限って問題となるところ、和解が成立し、その内容が債務名義となるものを含まない場面には、受取り拒否等により送達不奏功に終わることは少ないと考えられることから、送付によることとするメリットは大きくないとも考えられる。（大阪弁）
- ・ 手続の結果である調書は、通常は当事者が送達を希望するケースが多いと思われるところ、当事者の送達の申請があつてはじめて送達される現行のルールは迂遠である。（注）にて手数料についての手当もされており、本文の提案は、手続の迅速に資すると考える。（日司連）
- ・ 現在の運用上、和解調書等について当事者が送達を希望するケースがほとんどであると思われるところ、当事者の送達の申請を必要とする現行の規律は迂遠であるように感じられる。民事訴訟法も改正によって和解調書等の送達が義務化されることを踏まえて、これと平仄を合わせる事が妥当である。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ 本文の提案は、今般の改正が目指す手続のIT化・迅速化の促進に資する。（長野書）

#### 【その他】福岡弁、日弁連、一弁

- ・ 原則として賛成するが、例外として、システム送達以外の場合において、債務名義となる条項を含まない場合には、送付とすべきである。なお、和解調書等について、「当事者の意見を聴いた上で、当事者に送達又は送付しなければならない。」と定めることも考えられる。和解調書等の内容によっては、離婚や親権の定めに関する条項等、戸籍事項の届出事項としての意義を有するのみである場合もあり、あえて送達を義務付ける必要はない。他方、システム送達以外の場合において、送達費用含めた訴訟費用が一本化され、その額次第では送達を義務付けることも合理的ではある。もっとも、手続の進行により、簡便な送付を選択する場合やあえて送達を求める場合も考えられ、当事者の選択により決める余地を残すことを踏まえ、「当事者の意見を聴いた上で、当事者に送達又は送付しなければならない。」と定めることも考えられる。（福岡弁）
- ・ 原則として、賛成する。例外として、システム送達以外の場合において、債務名義となる条項を含まない場合には、送付とすべきである。なお、民事訴訟手続と同様に考えて本文に賛成し、送付とすべき例外を認めるべきでないとの意見もあった。和解内容によっては、債務名義となる条項を含まない場合もある。そのような場合に、システム送達以外の場合において、強

制執行を予定した送達までは不要である。当事者によっては、送達費用を負担に感じる者もある。ただし、送達費用を含めた訴訟費用（申立ての手数料）が低額に設定され、それが、当事者に負担感を与えない金額であれば、例外を認める必要はない。（日弁連）

- ・ 基本的に賛成する。ただし、例外として、システム送達以外の場合において、債務名義となる条項を含まない場合には、送付とすべきである。和解内容によっては、債務名義となる条項を含まない場合もあり、そのような場合に、システム送達以外の場合において、強制執行を予定した送達までは不要である。（一弁）

## 2 試案の（注）に対する意見

### 【賛成】札幌弁、広島弁、大阪弁

- ・ 郵便費用を申立手数料に組み込み、これを一本化することは、当事者の利便性にも配慮しつつ、裁判所の事務負担の軽減の観点から合理的といえる。もっとも、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化する際は、申立ての手数料の大幅な低額化及び定額化を図るべきである。（大阪弁）

## 第9 家事事件

### 4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

#### (1) 当事者の期日参加等

##### イ 当事者が立会権を有する審問期日

#### 【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続についても、ウェブ会議及び電話会議によって、その審問期日における手続を行うことができるものとする。

#### 【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続については、ウェブ会議によって、その審問期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

(注) 乙案を原則としつつ、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によって、当事者が立会権を有する審問期日における手続を行うこともできるものとするとの考え方があ

#### (意見の概要)

【甲案に賛成】札幌弁、新潟書、千葉書、日司連、日女協、裁判所、愛知書、全司法、長野書

- ・ 現行法でも認められている電話会議の利用を認めない方向に改正する理由がない。(札幌弁)
- ・ 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による手続を否定するほどの理由はないと考える。(新潟書)
- ・ 当事者が立会権を有する審問期日についても、証拠調べとは異なる手続であることから電話会議を許容する甲案に賛成する。(千葉書)
- ・ 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による手続を否定するほどの理由はないと考える。(日司連)
- ・ 審問期日につきウェブ会議でないとその目的を果たせないかは事案により異なり、また電話会議でないに対応できない当事者がいる場合もあるので、選択肢を狭めるべきでない。(日女協)
- ・ 甲案に賛成する意見がほとんどであった。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)
 

現行法でも電話会議による審問が実施されており、相手方の陳述内容を確認する等の立会権の保障の観点からも支障は生じていないことから、電話会議を認めないとする理由はない。

ウェブ会議に対応することが困難な当事者の利便性を図る必要がある。

ウェブ会議を行っている際に通信障害等が生じた場合に、電話会議に切り替えて手続を実施できるようにしておく必要がある。

当事者双方に異議がないことを電話会議利用の要件とする(注)の考え方については、運用上は反対当事者の意見を聴いた上で電話会議の方法によるべきかどうかを判断することが多いとしても、一律に相手方の異議がないことまでを要件とする必要はないこと、他方当事者が反対する場合に期日に出頭することが困難でウェブ会議に対応できない当事者の利便性が損なわれること等を理由に、反対する意見がほとんどであった。
- ・ 立会権を有する審問期日においては電話会議を認めないとする趣旨は理解できるが、民事訴訟の弁論期日とは異なって電話会議でも対応できると考える。電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による手続を否定するほどの理由はないと考える。(愛知書)
- ・ 各庁の担当者等から寄せられた意見の中に、当事者の期日参加について、電話会議を認めな

いのは時期尚早であるとの意見があった（全司法）

- ・ 当事者の意見を聞くという配慮が盛り込まれており、電話会議による手続きを否定するほどの理由はないと思われる。（長野書）

#### 【乙案に賛成】静岡書

- ・ ウェブ会議と電話会議では、それぞれの利用の際に取得できる情報量には、格段の差があるとする。ウェブ会議が技術上困難ではなくなった現状においては、あえて電話会議を並列させる理由は希薄であるとする。（静岡書）

#### 【（注）に賛成】福岡弁、日弁連、広島弁、大阪弁、一弁

- ・ 当事者が立会権を有する審問期日について、電話会議の方法による場合、裁判所や相手方に認識されない形で第三者が同席し、審問に事実上介入する可能性があり、裁判官の心証形成に与える影響が大きい審問期日において、電話会議の方法を認めるべきではない。当事者にとって不意打ちにならないための手続保障の観点からも、例えば、通信障害等の問題が生じた場合、無理に電話会議の方法により進行する必要性も乏しく、別途期日を指定することにより対応すべきである。もっとも、当事者双方に異議がない場合には、電話会議の方法によることを否定する必要はない。したがって、乙案の（注）の考え方に賛成する。（福岡弁）
- ・ 家事法第69条の趣旨に鑑みると、他方当事者の立会権が認められた審問期日に関しては、他方当事者において、陳述を行っている当事者の表情、態度等を検証できることが保証されなければならない。また、実務において、審問には主張整理的な内容と証拠調べる内容が混在しているが、当事者にとって不意打ちにならないための手続保障の観点から、より重い証拠調べ手続に準拠し、原則として、ウェブ会議の方法によるべきである。なお、現行の家事法において、事実の調査は柔軟に自由な方式で行うことができるとされており、ウェブ会議に限定する改正を行うだけの立法事実がないとの見解もあるところ、家事法が制定された際、ウェブ会議はなく電話会議だけであったという事情が存在する。また、今般の改正で遠隔地要件が削除され、ウェブ会議や電話会議が利用される場面は相当程度拡大され、当事者の利便性は大きく向上することが想定される。こうした状況下で、手続保障の観点から、他方当事者の立会権が認められた審問に限ってウェブ会議に限定するとしても、当事者の利便性を害して相当性を欠くといったことにはならない。他方、審問は証拠調べとは異なることから、証拠調べと同程度に厳格な規律にする必要まではないと考えられることから、民事訴訟手続における参考人審尋の規定（民訴法第187条第3項）を参考に、当事者双方に異議がない場合は、例外的に電話会議の方法によることを認めてもよい（折衷説）。したがって、乙案の（注）の考え方が相当である。他方、電話会議による方法をも許容する甲案は、家事法第69条が設けられた趣旨を理解していないものであり、相当でない。実際にも、電話会議の方法による場合には、裁判所及び他方当事者が確認できるのは、陳述を行う当事者の声のみであるから、第三者が隣席

し、当該当事者に対して何らかの影響を与える可能性を排除することができない。その結果、裁判所の合理的な心証形成が歪められることとなり、裁判所の判断に問題が生じる可能性がある。すなわち、当事者が立会権を有する審問期日において、電話会議の方法により手続を行うことは、家事法第69条の趣旨に反するものであり、したがって、甲案を採用することはできない。（日弁連）

- ・ 当事者双方に異議がない場合にまでウェブ会議を強制する必要があるか疑問なしとしなさい。仮に当事者の一方が本人訴訟で、ウェブでの参加が困難な場合、裁判所に出頭することが原則となってしまうが、事案によっては、電話会議の余地を残しておく方がよいのではないかと考える。（広島弁）
- ・ 家事事件手続法第69条の趣旨に鑑みると、他方当事者の立会権が認められた審問期日に関しては、他方当事者において、陳述する当事者の表情や態度等を検証する機会が保証されるべきと考える。また、実務において、審問には主張整理的な内容と証拠調べ的な内容が混在しているが、当事者にとって不意打ちにならないための手続保障の観点から、より重い証拠調べ手続に準拠し、原則として、ウェブ会議の方法によるべきである。また、現行の家事事件手続法制定時にはウェブ会議が社会的に一般ではなかったが、現時点ではWEBツールの開発や通信環境の拡充が進み、社会的に広く受け入れられるようになっている。そこで、審問期日は、原則として、少なくともウェブ会議の方法により行われるべきであって、乙案の（注）を採用されるべきと考える。ただし、上記の問題意識はあくまでも当事者の視点に沿ったものであるから、当事者双方に異議がない場合にまで、ウェブ会議方式に固執する必要性・必然性はなく、このような場合には例外的に電話会議の方法によることを認めてもよいと考える。（大阪弁）
- ・ 乙案及び（注）に賛成する。当事者がDV被害者である場合を含め、家事事件においては当事者が相手方との物理的な近さに精神的苦痛を感じる場合が少なくない。また、特に離婚事件や相続事件については、当事者が遠隔地に分散して居住する場合も多い。そこで、ウェブ会議又は電話会議の方法によって、期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるようにする必要性は高い。ただし、当事者が自宅等から期日に出席する場合、裁判所において当事者の所在場所に加えてその周囲の環境及び近傍に第三者がいないこと等を確認し、疑義が生じる恐れがある場合は是正を求め、また近隣の裁判所への出頭を求め当該裁判所との間での電話またはウェブ会議の方式とするなど、事件の内容や当事者の状況を組んだ柔軟な運用を希望する。電話会議の方法による場合は、陳述を行う当事者の声のみしか確認できず、第三者が隣席し当該当事者に対して何らかの影響を与える可能性を排除することができないことから、審問期日は原則、電話会議の利用は認めないものとするべきである。ただし、当事者双方に異議がない場合には、自ら権利を放棄することも許されるから、電話会議によって審問期日における手続を行うこともできるとすることが相当である。（一弁）

【その他】沖縄弁、大阪書、日書協

- ・ 甲案に賛成する意見と、(注)に賛成する意見がある。(沖縄弁)
- ・ 甲案と乙案の両案を支持する意見があり、両案ともに妥当性があると思われる。立会権の存在をどれだけ重要視するかによって、電話会議の利用を認めるか否かの意見が割れるため、当会としての意見をまとめるに至らなかった。(大阪書)
- ・ 甲案に賛成する意見と乙案(注)に賛成する意見とがあった。(日書協)

(甲案に賛成する意見) 審問の性格は乙案に賛成する意見と同様に考えられることから、多くの場合はウェブ会議の方法を選択することとなるが、ウェブ会議に限定せずとも、電話会議で足りる場合も多いのではないかとと思われる。実際に電話会議による「審問」が行われることはほとんどないのではないかと考えられるが、事件の性質や事案の内容によっては、常に表情や態度を確認するまでの必要はないことも多い。電話会議やウェブ会議の利用は、当事者の意見を聴いた上で裁判官が裁量により判断するものであるから、むしろ、ウェブ会議による方法と電話会議による方法を並列させつつ、事案の性質、内容等必要性に応じて、ウェブ会議を活用することで、裁判官がより柔軟に事案に即した審理を行うことが可能となる甲案が相当と考える。また、(注)の案については、当事者双方に異議がない場合にのみ電話会議の利用を限定すると、裁判所にも当事者にも必要以上の負担をかけることになるのではないかと懸念がある。

(乙案(注)に賛成する意見) 家事事件手続法69条の当事者が立会権を有する審問期日については、この場合の「審問」を、裁判官の当事者に対する発問及びそれに対する当事者からの一連の回答内容を審判の資料とする形の事実の調査と考え、そのような「審問」を行う期日のことであると捉えた運用がなされていることが多く、実務上も当事者の陳述が必要となる場合には、証拠調べとしての当事者尋問が実施されることは少なく、審問によることが多いのが実情である。このような「審問」手続の実情や、上記立会権の趣旨を踏まえると、音声のみの検証しかできない電話会議による方法では不十分ではないかと考えられる。なお、上記の趣旨から、当事者双方の合意があれば実施できるとの運用の余地を残すことで足りると思われる。したがって、当事者双方に異議がない場合の電話会議の利用を許容する(注)案が相当であると考えられる。

## (2) 参与員の立会い

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(注) 本文と異なり、ウェブ会議によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち合わせることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方がある。

### (意見の概要)

#### 【本文に賛成】札幌弁、新潟書、広島弁、日司連、大阪書、裁判所、全司法、日書協、長野書

- ・ 特段の異論がない。電話会議の方法も認める方が便宜に資する。(札幌弁)
- ・ 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による手続を否定するほどの理由はないと考える。(新潟書、日司連)
- ・ 人事訴訟との平仄を合わせる趣旨から本文の提案を支持する。(大阪書)
- ・ 参与員の関与形態が柔軟になることでその積極的活用につながることを理由に、提案に賛成する意見が全てであった。電話会議の利用を認めないものとする(注)の考え方については、参与員が意見を述べる前提として必ずしも当事者等に関する視覚的情報を必要としない事案もあること、当事者側にウェブ会議に対応できない事情がある場合に参与員の関与の方法が制限されるのは相当でないことを理由に、反対する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、参与員の期日参加について、電話会議を認めないのは時期尚早である(「参与員が期日に立ち会うことについては、当事者の様子を観察することに意義があり、また、参与員の顔が見える方法によることによる当事者に対する説得力」という点は認めるが、当事者に電話会議の参加を認める以上、ウェブと電話の併用という形になるのは避けるほうがよいのではないか。)との意見があった。(全司法)
- ・ 上記(1)のイで乙案に賛成する意見からも、(1)のイの場合とは異なり、参与員が手続に関与するのは、実務上別一事件がほとんどで、電話会議による関与を一切認めないとする必要まではないと考えられる。なお、裁判所の指定する参与員の場合には、ウェブ会議による方法を原則とし、電話会議によることは例外的な位置付けとする運用も考えられる。(日書協)
- ・ ウェブ会議のみを認めるよりも、電話会議では支障がある場合には、ウェブ会議で対応するといった、実務上のニーズを踏まえた提案であるから。(長野書)

#### 【(注)に賛成(本文に反対)】千葉書、静岡書

- ・ 参与員は、各事件ごとに家庭裁判所が選任する者であり、その意見を聴いて家庭裁判所が審判をするという重要な職責を有する。家庭裁判所が審判の手続期日に参与員を立ち合わせると判断したときは、参与員が実際の期日に(出頭、またはウェブ会議の方法により)立ち会う相当性があるということであり、電話会議による出席で足りるようなケースでは立ち会わずに意見を述べることで足りるものと解するのが相当である。(千葉書)
- ・ 4(1)と同様。(静岡書)

#### 【その他】福岡弁、沖縄弁、日弁連、大阪弁、一弁

- ・ 電話会議の方法により、音声以外の言語外情報を得ることができないとすると、審理中に選任される参与員に対し、当事者が信頼感を持つことができない可能性があり、その結果として、審理の充実に至らない可能性が高い。そのため、参与員の立会いについて、少なくともウェブ会議による方法を原則とすべきである。もっとも、当事者双方に異議がない場合には、電話会議の方法によることを否定する必要はなく、この場合は電話会議の方法を認めるべきである。（福岡弁）
- ・ 本文に賛成する意見と、参与員が家事審判の手続きの期日に立ち会う場合には、ウェブ会議を原則とし、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であるとすべきであると意見がある。（沖縄弁）
- ・ 電話会議の方法によるとすれば、参与員は当事者の発言（その内容及び声から伝わる感情）から当事者の考え、心情を把握することができるのみであり、当事者の表情、仕草等の身体状況からの情報を得ることはできない。当事者が参与員の顔すら見られないとすれば、当事者の参与員に対する信頼感もまた、審理、手続に対する納得感も低く、その結果、審理が充実したということにならないこともあり得る。したがって、参与員の関与による審理の充実という家事法第40条の趣旨を実現させるため、参与員が家事審判の期日に立ち会う場合には、少なくとも、ウェブ会議による方法を原則とすべきであり、例外的に、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であるとすべきである。（日弁連）
- ・ 電話会議の方法による場合、参与員は当事者の発言（その内容及び声から伝わる感情）から当事者の考え、心情を把握することができるのみであり、当事者の表情、仕草等の身体状況からの情報を得ることができない。当事者側の観点からも、参与員の顔すら見られないとすれば、当事者の参与員に対する信頼感もまた不十分なものとなりかねず、審理や手続に対する納得感が低くなりかねない。結果的に、審理の充実につながらない可能性がある。他方、参与員の意見聴取に際し、参与員にウェブ会議への参加を求めたところで、参与員の負担は電話会議の場合とさほど変わらない。したがって、参与員を期日に立ち合わせて意見を聴く場合には、参与員の関与による審理の充実という趣旨を実現させるためには、少なくともウェブ会議による方法を原則とすべきであると考え。ただし、当事者双方に異議がない場合にまで、ウェブ会議方式に固執する必要性・必然性はなく、このような場合には例外的に電話会議の方法によることを認めてもよいと考える。（大阪弁）
- ・ 参与員の審判への関与による審理の充実の観点から、参与員が家事審判の手続の期日に立ち会う場合には、当事者による立会と同様、ウェブ会議を原則とし、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であるとすべきである。（一弁）

### (3) 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者が家庭裁判所調査官との間で

ウェブ会議又は電話会議によって、家庭裁判所調査官に家事事件の手續の期日に立ち会わせることができるものとするとともに、当該期日において家事法第59条第2項（同法第258条第1項において準用する場合を含む。）の意見を述べさせることができるものとする。

② 前記①の規律は、裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用するものとする。

（注1） 本文と異なり、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、家庭裁判所調査官及び裁判所技官に期日参加等をさせることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方がある。

（注2） ウェブ会議又は電話会議を利用して、当該調停委員会を組織していない家事調停委員から意見を聴取することができるものとする。

## 1 試案の本文・（注1）に対する意見

（意見の概要）

【本文に賛成】 札幌弁、新潟書、千葉書、日司連、大阪書、裁判所、愛知書、日書協、長野書、全司法

- ・ 電話会議の方法も認める方が便宜に資する。（札幌弁）
- ・ 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手續進行に資する。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による手續を否定するほどの理由はないと考える。（新潟書、日司連）
- ・ 家庭裁判所調査官や裁判所技官は、家事事件の調査に関し、家庭裁判所への報告に意見を付すことができ、家事審判の手續の期日において意見を述べることもあり得る立場にある。事実の調査に関して意見を述べるにとどまることから、参与員とは異なり、ウェブ会議に限定することなく、電話会議による手續期日の立ち会いを認めても許されるものと判断する。（千葉書）
- ・ 現行法において家庭裁判所調査官や裁判所技官の立会を認めていることから考えると、IT化後においても同様の取扱いをすることが望ましい。これらの者の参加方法については、ウェブ会議や電話会議の利用を認めることが手續の迅速性を高めることになると考える。事案によっては、ウェブ会議ではなく電話会議でも十分に対応ができると思われるので、一律に電話会議の利用を排除するべきではなく、裁判官の判断に任せるべきであると考え。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。なお、次のような指摘があった。（裁判所）  
家庭裁判所調査官が配置されていない支部等における調停期日への参加を効率的に行うことにより家庭裁判所調査官の関与が拡充することも期待でき、柔軟な期日運営や利用者のメ

リットにつながる。

裁判所技官は数が少なく、複数の庁で併用しているため、期日への出頭が困難な場合があり、ウェブ会議や電話会議による方法で期日に参加するニーズがある。

電話会議の利用を認めないものとする（注1）の考え方については、家庭裁判所調査官等の期日参加の趣旨には様々なものが考えられ、電話会議による聴取等で足りる場合もあること、ウェブ会議の通信障害等の不測の事態に備える必要があること等を理由に、反対する意見が全てであった。

- ・ 調査官や技官による期日での意見聴取について電話会議の利用につき消極的な意見もあるようであるが、期日外の調査で電話等の利用も行われており、これを否定する積極的な理由は見当たらないと考える。（愛知書）
- ・ (2)と同じく、電話会議による関与を一切認めないとする必要まではないと考えられる。なお、裁判所職員である家庭裁判所調査官の場合には、ウェブ会議による方法を原則とし、電話会議によることは例外的な位置付けとする運用も考えられる。また、家庭裁判所調査官の場合、調査官調査の手法と期日における関与の方法の整合性をとる必要性について検討する必要があるのではないかと考えられる。（日書協）
- ・ ウェブ会議のみを認めるよりも、電話会議では支障がある場合には、ウェブ会議で対応するといった、実務上のニーズがある。（長野書）

#### 【（注1）に賛成（本文に反対）】静岡書

- ・ 4(1)と同様。（静岡書）

#### 【その他】福岡弁、沖縄弁、日弁連、大阪弁、一弁

- ・ 調査官や技官が家事事件の手続の期日に立ち会い、当該期日に意見を述べる場合には、いずれもウェブ会議を原則とし、当事者に異議がない場合は、電話会議の方法によることも可能とすべきである。家庭裁判所調査官及び裁判所技官は、裁判官の命令により、審問期日及び調停期日に実際に立会い、当事者を把握した上で意見を述べることになる。当事者の状況を直接把握できることが原則であり、音声のみの言語外情報によりやりとりすることが必要となる。もっとも、家庭裁判所調査官及び裁判所技官について、裁判所支部によっては常駐しない場合もある。特に、家庭裁判所調査官については家事調停委員に代わり調停の要となることもあり得るため、柔軟な期日参加の余地を確保する必要がある。そのため、当事者双方に異議がない場合に、電話会議の方法によることを否定する必要はなく、この場合は電話会議の方法を認めるべきである。（福岡弁）
- ・ 本文に賛成する意見と、調査官や技官が家事事件の手続の期日に立ち会い、当該期日に意見を述べる場合には、いずれもウェブ会議を原則とし、当事者に異議がない場合は、電話会議の方法によることも可能とすべきであるとの意見がある。（沖縄弁）

- ・ 調査官及び技官において、当事者と直接のやりとりができ、また、当事者の状況を直接把握することができる現実の期日立会が望ましいことはいうまでもないが、現実の立会いが難しい場合には、参与員の場合と同じく、ウェブ会議の方法によることを原則とすべきである。ウェブ会議の方法による場合と比較して、電話会議の方法により、調査官及び技官の音声だけによるコミュニケーションでは、同人らに対する当事者の信頼感の醸成や手続に関する納得感は、かなり低いものであると考えられる。当事者の立場からしても、調査官及び技官の期日への立会い及び意見陳述は、対面又はウェブ会議による方法によるべきである。したがって、少なくとも、調査官及び技官の期日参加等についても、ウェブ会議を原則とし、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であると考えべきである。（日弁連）
- ・ 家庭裁判所調査官及び裁判所技官において、当事者と直接のやりとりができ、また、当事者の状況を直接把握することができる現実の期日立会が望ましいとはいえ、現実の立会いが難しい場合の代替方法を認めないとするにも問題がある。そこで、ウェブ会議や電話会議の方法によることを認めることもやむを得ないと考える。ただし、電話会議の方法による場合には、家庭裁判所調査官及び裁判所技官の音声だけによるコミュニケーションとなり、ウェブ会議の方法による場合と比較して、同人らに対する当事者の信頼感の醸成や手続に関する納得感が低くなるおそれが高い。当事者の立場からしても、家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日への立会い及び意見陳述は、対面又はウェブ会議による方法を原則にすべきと考える。ただし、上記の問題意識はあくまでも当事者の視点に沿ったものであるから、当事者双方に異議がない場合にまで、ウェブ会議方式に固執する必要性・必然性はなく、このような場合には例外的に電話会議の方法によることを認めてもよいと考える。（大阪弁）
- ・ 裁判所調査官及び技官が充実かつ効果的に期日に関与するため、当事者による立会と同様、ウェブ会議を原則とし、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であると考えべきである。（一弁）

## 1 試案の（注2）に対する意見

### 【賛成】札幌弁、福岡弁、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪書、一弁、裁判所

- ・ 特段の異論がない。（札幌弁）
- ・ 意見聴取にとどまる場面において、ウェブ会議及び電話会議の方法で行うことで特段異論はない。（福岡弁）
- ・ 意見聴取の場面であるので、ウェブ会議及び電話会議の方法で行うことで特段問題はない。（日弁連）
- ・ 現行でも調停委員会を組織していない家事調停委員からの意見聴取が認められている以上、IT化後にウェブ会議や電話会議を利用して意見聴取をすることは問題ないと思われる。（大阪書）
- ・ 調停委員会を組織していない家事調停委員からの意見聴取の場面であるので、ウェブ会議及

び電話会議の方法で行うことで特段問題はない。(一弁)

- ・ 家事調停委員から専門的な意見を聴取しやすくなるとして、賛成する意見がほとんどであった。なお、当該意見聴取は期日においてすることが求められていないため特段の規律は不要であるとの指摘があった。(裁判所)

## 6 調停調書の送達又は送付

### 【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

### 【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

- (注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

### (意見の概要)

#### 【甲案に賛成】千葉書、広島弁、大阪弁、静岡書、個人2名

- ・ 家事事件手続法 268 条に基づく当事者間の合意を記載した調書は、確定判決と同一の効力を有するものであるから、民事訴訟法 255 条に鑑み当事者に送達しなければならないものと整理するのが相当である。(千葉書、個人)
- ・ 調停調書の内容には、面会交流の条件が詳細に記載されるなど、債務名義ではないが、さまざまな当事者にとって重要な約束事項が含まれる。そうした家事調停調書等の特殊性に鑑みれば、原則として送達すべきである。(広島弁)
- ・ 家事手続において、民事訴訟法第 267 条第 2 項と別の規律を及ぼすべき合理的理由はないと考える。また、送達が不奏功となった場合の手続の煩雑さへの配慮は、システム送達が利用できない場合に限って問題となるところ、和解が成立し、その内容が債務名義となるものを含まない場面には、受取り拒否等により送達が不奏功に終わることは少ないと考えられることから、送付によることとするメリットは大きくないとも考えられる。また、郵便費用を申立手数料に組み込み、これを一本化することは、当事者の利便性にも配慮しつつ、裁判所の事務負担の軽減の観点から合理的といえる。もっとも、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化する際は、申立ての手数料の大幅な低額化及び定額化を図るべきである。(大阪弁)
- ・ 乙案が理由として挙げる簡易迅速な処理の要請については、郵便事情の改善により対応すべき問題と考える。とすれば、一律的な対応としての甲案が事務手続の単純化・簡易化に資すると考える。(静岡書)

- ・ 民訴法改正により、民事訴訟事件における和解調書は当事者に対する送達を要することになったところ、調停調書について異なる扱いをすべき積極的な理由が見当たらず、異なる規律を採用すると、裁判所書記官の事務に混乱を来すことにもなりかねない。また、当事者に送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、強制執行の場面で調書の送達費用の扱いに混乱を来す。債務名義である調書の債務者に対する送達は執行開始要件になるところ、調停事件が係属した裁判所の裁判所書記官が調書の送付で済ませた場合は、執行開始要件を満たすために改めて送達が必要になる。そのため、送達費用は執行費用（執行準備費用）として扱うことになり、強制執行の手続費用として最先順位の配当対象となる。これに対し、最初から調書を送達した場合は、調書の送達費用は調停事件における手続費用の一部として扱われる。そのため、少なくとも調停調書上の当事者を債務者として強制執行をする場面では執行費用として扱うことはできない。このような差異が生じるにもかかわらず送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、調書の送達費用を手続費用として認めるべきか否か執行裁判所としては判断に支障が生じる。以上の理由から、送達又は送付しなければならないとする規律は採用すべきではなく、送達に一本化すべきである。（個人）

**【乙案に賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、日司連、大阪書、一弁、日女協、裁判所、愛知書、全司法、長野書**

- ・ 当事者からの送達申請があった場合に送付に代えて送達することになることを前提に、乙案に賛成する。ただし、立法に際しては、家事事件が国民にとって引き続き利用しやすい制度となるよう、手数料の低額化に努めるべきである。当事者が調停の内容を調書により確認することは便宜であるので、送達又は送付のいずれをも必要的としないことには賛成できない。もっとも、家事事件における調停調書の中には、債務名義とならないものもあり、必ずしも執行の場面を想定する必要はない。また、家事事件の場合、3名以上の当事者が現れることも多い上、システム送達を利用しない当事者も多いと思われ、送達を必要的なものとすることによる当事者の経済的負担も類型的に重い。そこで、当事者からの送達申請があった場合に送付に代えて送達することになることを前提に、調停における合意を記載した調書を、送付しなければならないものとするべきである。（札幌弁）
- ・ 乙案と（注）に賛成する。ただし、システム送達以外の場合において、債務名義となる条項を含まない場合には、送付とすべきである。なお、調停調書について、「当事者の意見を聴いた上で、当事者に送達又は送付しなければならない。」と定めることも考えられる。調停調書の内容によっては、離婚や親権の定めに関する条項等、戸籍事項の届出事項としての意義を有するのみである場合もあり、あえて送達を義務付ける必要はなく、乙案に賛成する。なお、システム送達以外の場合において、送達費用含めた訴訟費用が一本化され、その額次第では送達を義務付けることも合理的ではある。もっとも、この場合は、手続の進行により、簡便な送付を選択する場合やあえて送達を求める場合も考えられ、当事者の選択により決める余地を残

すことを踏まえ、「当事者の意見を聴いた上で、当事者に送達又は送付しなければならない。」と定めることも考えられる。(福岡弁)

- 全ての調書が債務名義となるわけではないため、迅速性、利便性等に鑑み、柔軟に方法を選択できることが望ましいと考えられる。(新潟書、日司連、愛知書)
- 乙案に賛成する。ただし、甲案賛成の少数意見もある。調停調書の内容によっては、債務名義となる条項を含まない場合もあり、強制執行を予定した送達までは不要である。そのような場合において、全て送達とする甲案の場合には、送達費用が、当事者にとって負担になる場合がある。したがって、システム送達でない場合において、調停調書の内容に応じて、送達又は送付とすることができる乙案が相当である。なお、申立ての手数料の一本化に関しては、従前よりも高額な手数料にならないようにすべきである。(日弁連)
- 全ての調書が債務名義となるわけではないため、迅速性、利便性等に鑑み、柔軟に方法を選択できることが望ましい。特に、調停の結果を戸籍に反映させる必要があるような事案においては、送達を求めることによってその後の手続に遅延が生じるおそれがあるので、送付の方法を認めるべきであると考えられる。(大阪書)
- 乙案に賛成する。ただし、人為的な(単純)ミスにより送達しなければならない調書を送付したりすることがないように適切な体制構築すべきである。理由については、第5非訟第5項に同じ。(一弁)
- 家事調停においては、債務名義とするため調書の送達申請をする場合のほか、合意に至った過程や当事者の状況等からできるだけ早く戸籍関係の届出をしたい場合もあるため、事案及び当事者の希望に照らし裁判所が適切な方法を判断できることが望ましい。(日女協)
- 乙案に賛成する意見が非常に多かった。なお、次のような指摘があった。(裁判所)  
一律に送達するものとした場合、送達場所の届出がない事案で特別送達が不奏功になった場合、付郵便送達を行うために住所の調査をしなければならなくなり、当事者の負担が増す(家事事件は申立書の写しを送達することとはなっておらず、民事訴訟のように訴状副本を送達することで送達場所の固定化効が生じることがないため、終局後に住所の調査を依頼することになる。)  
一律に送達するものとした場合、特別送達の受領に時間を要して戸籍の届出期間を徒過するおそれがある。  
履行勧告を実効的に行う上では、実際に調停調書が相手方の手許にある状態であるのが望ましいところ、送達に限定すると、特別送達が不奏功となった場合には付郵便送達等によらざるを得なくなり、不在留置期間満了で返戻されたとしても送達が完了したこととなってしまうため、履行勧告の実効性が減殺されるおそれがある。
- 各庁の担当者等から寄せられた意見の中に、次のような意見があった。(全司法)  
家事調停については、成立後も申立人及び相手方の関係が続く(養育、婚姻費用など)ことから、送達して執行するのではなく履行勧告等できるかぎり任意で義務を履行するために送

付にとどめていたと考えると、乙案に賛成する。また、内容が債務名義のないものも多いこと、成年後見を含む審判事件では当事者による手続が多く、すぐにデジタル化に移行することが難しいことを踏まえても、乙案が現実的である。費用負担の面からも当事者への負担軽減につながる。

- ・ 家事事件の手続においては、申立書や審判書は必要的に送達するものとはされていないこと、家事事件の手続における調停調書については債務名義とならないものが一定数含まれること、送達は受送達者との関係で一定の時間を要し、一律に送達によるべきものとした場合には届出期間のある戸籍関係の届出等で簡易迅速な処理の要請に反する場合も生じ得ると考えられることから、一律に送達によるべきものとするべきではない。(長野書)

### 【その他】沖縄弁、日書協

- ・ 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見がある。(沖縄弁)
- ・ 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見とがあった。(日書協)

(甲案に賛成する意見) 民訴法267条2項で和解調書が当事者からの申請によらずに送達すると規定されることと平仄を合わせる必要がある。民事手続と扱いを異にすることに、手続利用者である市民側の観点から納得性の高い要素は見いだされないと考えられるし、(注)にもあるとおり、送達費用の考え方を整理する必要はあるが、送達費用の手数料化を前提とした上で、上記必要性を重視すべきと考えられる。なお、費用面の懸念については、電子データの提供という方式を前提とすることで回避可能であろう。人事訴訟事件や離婚調停事件等においては、事件終局後に当事者の生活環境が大きく変動するため、終局直後に調停調書正本等の送達を実現しておくべき必要性が実務上高い。特に離婚に伴い一方当事者が海外に転居したような場合、その後に強制執行手続の必要性が生じた時点で送達を実施しようとする、所在調査等で当事者にとって過大な負担が生じるといったケースも現実には生じているところである。なお、当事者からの申請に係らず職権で正本等の送達をするということになれば、不送達の場合にどのように対処するのかについても何らかの法的な手当てが必要となると思われる。

(乙案に賛成する意見) 家事調停で作成される調停条項は、必ずしも全てが債務名義となるものとは限られず、債務名義とならないものの数や割合も民事訴訟事件の和解の場合とは異なることから、民事訴訟事件の和解調書を一律送達する扱いとしたことと同一に論ずることはできないこと、債務名義とならない調停調書を送達する実益に乏しいこと、送達する実益のない調書の送達事務に多大の負担が強いられること、現在の実務上の取扱いとの連続性をキープすることで、混乱を避けることができることから、送達を必要的とするまでのことはなく、送付で足りるものも相当割合を占めると考えられる。また、現在の実務では、送達するか送付するかについての取扱いは、庁によって異なり、①債務名義となる調停条項が含まれる調停調書については、事件担当書記官から、当事者に対し、適宜、強制執行手続を説明し、当事

者双方への正本等送達申請の可否を確認している（事実上促す）扱いの庁も多いが（「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究—家事調停事件及び別表第二審判事件を中心に—」168頁参照）、一方で、②正本等送達の申請がなければ、債務名義となる調停条項の場合でも送付する取扱いも多いところである。これらを前提とすると、①家事事件は民事訴訟事件に比べると債務名義となるものの割合がそれほど多くないこと、②任意の履行を促す履行勧告制度が予定されていること、③郵便費用を申立手数料に組み込んだ場合には手数料の額がこれまでよりも高額になると見込まれること、④送達方法が、全てシステム送達（電子的文書の送信）でなされることとなれば手間ではないが、そうでなければ、特別送達郵便で発送しても受け取ってもらえなかったり日数がかかったりと、かえって不便になるのではないかと考えられることから乙案が相当と考える。なお、送達するか、送付するかを選択は、裁判所の判断に委ねられ、債務名義が存在し後々の強制執行手続が想定される事案では送達をするという取扱い（当事者の費用負担面からみても妥当と考えられる。）となると思われるが、乙案を採るとしても、今後、実務上の運用を検討していく必要があると思われる。さらに、システム通知も仕組みとして導入することを検討していただきたいと考える。なお、家事事件においては、戸籍届出用の調停調書謄本、審判書謄本等の交付申請がかなりの頻度で行われている。送達及び通知と同時に送付・送信することが合理的ではないかと思われる。この手続について、法務省において検討されているオンライン戸籍届出システムとスムーズにリンクできるような仕組みを構築する必要があり、合理的な連携方式を踏まえた案（例えば、電子的な届出用文書をダウンロードできるようなもの。）を検討していただきたい。